



COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



KAWASAKI
SDGs 

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

令和7年4月施行の建築物太陽光発電設備等総合促進事業オンライン説明会（令和6年度第2回）

制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度について

大規模建築物2,000㎡以上

令和6年11月25日（月）開催
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

1	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・	3
2	特定建築物太陽光発電設備等導入制度【制度1】について.....	7
3	特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン案について・・	10

制度創設の背景

- 世界各国及び国内では、気候変動が原因と考えられる被害が生じている。
- 気候変動による影響は市内でも生じている。
- 市内の年平均気温などは全ての観測地点で上昇傾向がみられ、猛暑日は令和2（2020）年度は平成2（1990）年度の3倍に増加
- 令和元（2019）年に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）では、広域的に被害が発生し、本市でも死者1名、全半壊約1,000棟、床上床下浸水約1,700棟の被害が発生
- 気候変動問題は喫緊の課題であり2050年脱炭素社会の実現が世界共通の目標
今後数年間が正念場



図 令和元年東日本台風の影響（高津区）
（出典：川崎市（消防局））



図 令和2年7月豪雨の被害の様子
（出典：令和3年度版環境・循環型社会
・生物多様性白書（環境省））

詳細は
「川崎市地球温暖化対策推進条例の改正に向けた重要施策の考え方 令和5年1月」
市ホームページURL
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144656.html>

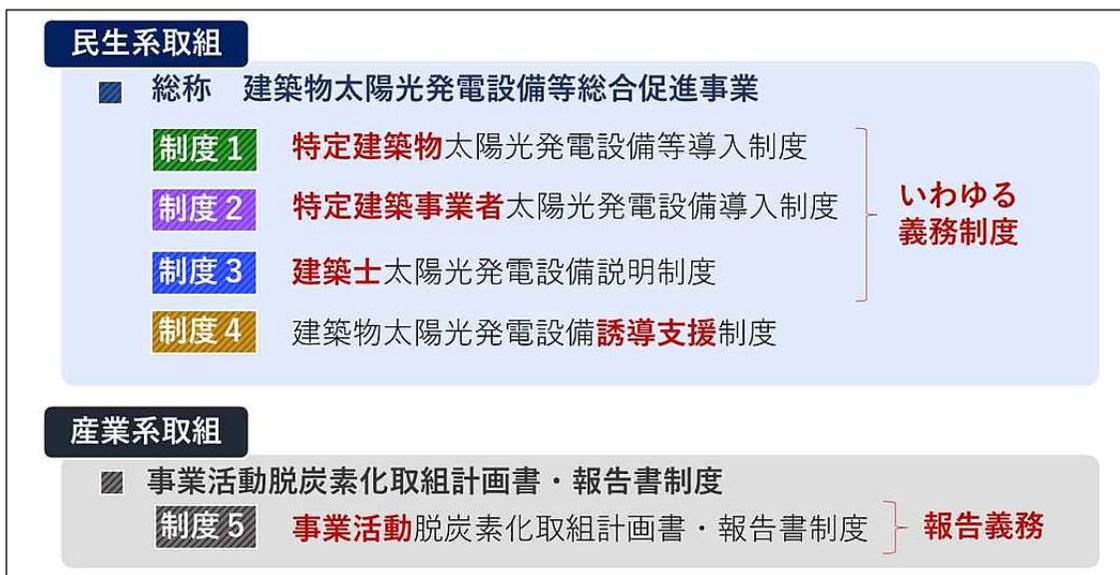
川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標と 条例の改正により新たに規定した5つの制度

- 地球温暖化対策推進基本計画では**2030年度の温室効果ガス削減目標**を設定
民生部門では45%削減、産業部門では50%削減、市役所では50%削減を目標
再生可能エネルギーの導入を33万キロワットに増やす
- 川崎市地球温暖化対策等推進条例の全面改正により**新たに5つの制度を創設**

●川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標



●川崎市地球温暖化対策等推進条例の改正により新たに規定した5つの制度



川崎市地球温暖化対策推進等の推進に関する条例 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、**建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段**となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残るもの**であるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、**取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- **太陽光発電設備の設置を一層促進**するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。

-
- 1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・・・ 3
 - 2 特定建築物太陽光発電設備等導入制度【制度1】について・・・・ 7
 - 3 特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン案について・・ 10

詳細は7月
説明会資料
を参照

特定建築物太陽光発電設備等導入制度の 条例規則等の規定について

大規模建築物
への制度

条例・規則・要綱について

- 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 令和5年3月改正
- 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 令和6年3月改正
- 特定建築物への太陽光発電設備等の設置に関する要綱 令和6年3月制定（7月改正）

主な規定について

対象者・対象建築物

設置基準量

設置可能面積

対象設備

代替措置①敷地外設置

代替措置②再エネ調達

届出・公表

届出様式・添付資料

様式

規則様式

第1面

第2面

12号様式 計画書
13号様式 変更届
14号様式 完了届
15号様式 中止届

第3面

第4面

要綱様式

1号様式 再生可能エネルギー調達計画書
表紙+シート①～⑦

スケジュール



- ※1 建築確認申請をしようとする日の21日前までに提出
- ※2 変更がある場合のみ提出
- ※3 工事完了日の翌日から30日以内に提出

特定建築物太陽光発電設備等導入制度の概要

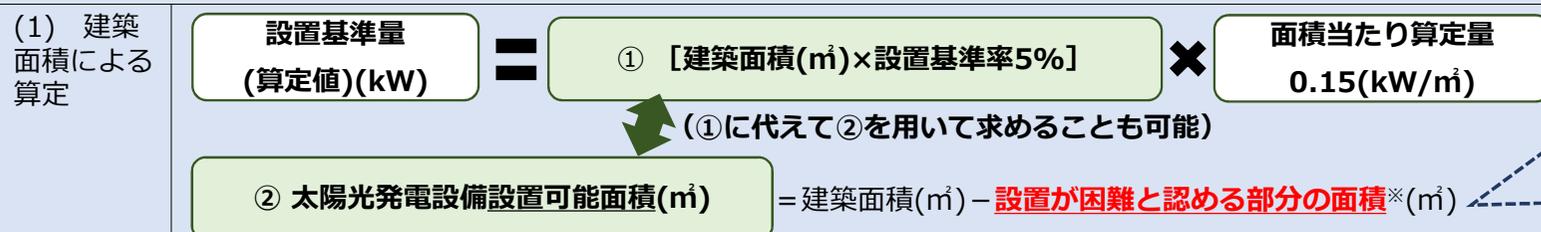
大規模建築物 への制度

- **特定建築物（棟ごとの延床面積2,000㎡以上）**を建築等※する**特定建築主**に対し、**太陽光発電設備等**の設置を義務付ける。 ※新築、増築又は改築。
- 特定建築主は規則に定めた容量kW（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。
- 当該建築物へ設備を設置できない場合、**代替措置**を講じることができる。
- 規則に定めた建築物（建築物省エネ法第18条第2号及び第3号、経過措置に該当するもの）は**制度対象外**となる。
- 特定建築主は設置計画書を作成・提出する。
- 市は特定建築主名その他規則で定めた事項をインターネットにより公表する。

太陽光発電設備（屋根上、壁面・窓面・手すり設置含む）、風力発電設備、太陽熱・地中熱利用設備、バイオマス等

制度の対象外であっても、事業者は脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めてください（条例第24条）

■ 設置基準量



- ①ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分
- ②法令、条例等により緑化する部分
- ③定格出力3kW以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分
- ④太陽光発電設備を設置することにより建築設備の機能に支障が生じる部分
- ⑤太陽光発電設備を設置することにより建築設備の維持管理に支障が生じる部分
- ⑥日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分
- ⑦その他市長が必要と認める部分

■ 代替措置

- ①敷地外（オフサイト）への設置
オフサイトPPA、自己託送、自営線
- ②既存建築物への設置
- ③特定開発事業区域内への設置
- ④再エネ小売電気の調達・再エネ証書調達
※代替措置の適用には要件あり

(2) 床面積による下限・上限

・設置基準量は用途及び床面積の合計の区分に応じた下限・上限の範囲内とする

設置基準量（算定値）が上限より大きい	⇒ 上限を設置基準量とする
設置基準量（算定値）が下限以上、上限以下	⇒ 設置基準量（算定値）を設置基準量とする
設置基準量（算定値）が下限より小さい	⇒ 下限を設置基準量とする

・用途の区分は「工場等」「工場等以外」で分ける

床面積の合計	<工場等以外>の下限・上限			<工場等>の下限・上限		
	2,000~5,000㎡未満	5,000~10,000㎡未満	10,000㎡~	2,000~5,000㎡未満	5,000~10,000㎡未満	10,000㎡~
下限	3 kW	6 kW	12 kW	6 kW	12 kW	24 kW
上限	9 kW	18 kW	36 kW	18 kW	36 kW	45 kW

* 工場等：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号に規定する工場等（以下、「工場等」という。）の用途に供する特定建築物（例：工場、自動車車庫、倉庫など）

1	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・	3
2	特定建築物太陽光発電設備等導入制度【制度1】について.....	7
3	特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン案について・・	10

ガイドラインの位置づけ

大規模建築物
への制度

条例（令和5年3月改正）

「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」

主な規定 制度対象・義務・公表等

規則（令和6年3月改正）

「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則」

主な規定 条例に基づく基準・代替措置・届出様式等

要綱（令和6年3月制定）

「特定建築物への太陽光発電設備等の設置に関する要綱」

主な規定 規則に基づく技術的基準・添付資料・その他必要事項等

ガイドライン（令和6年12月制定予定）

「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく
特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン」

主な規定 条例・規則・要綱に基づく各規定の要点整理
設置基準量及び義務履行方法の詳細
届出書の記載方法及び添付資料の詳細
公表イメージ等

7月説明会で解説

主な内容

- ・制度対象・義務の内容
- ・条例に基づく基準・技術的基準・設置基準量の詳細
- ・代替措置の詳細等

※ガイドライン掲載内容の一部を含む

本説明会で解説

主な内容

- ・義務履行方法の個別事例
- ・届出書の記載方法
- ・添付資料の詳細
- ・公表イメージ等

※規則・要綱の様式等含む

ガイドライン案 目次

大規模建築物
への制度

本説明会での抜粋部分

第1部	ガイドラインについて
第1章	本ガイドラインの目的
第2章	制度の背景と狙い
第3章	根拠となる条例等
第4章	用語の定義
第2部	基本的事項
第3部	義務履行手段と設置量
第1章	太陽光発電設備等の導入検討フロー
第2章	建物敷地内（オンサイト）への太陽光発電設備等の設置
第3章	建物敷地外（オフサイト）への太陽光発電設備等の設置
第4章	再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達
第4部	届出・公表
第5部	届出の記載方法
第6部	パターン別 義務履行例
第7部	市による報告・立入調査、勧告等の措置
第8部	参考

第2部 基本的事項

- 1 制度概要
- 2 対象建築物
- 3 対象者
- 4 設置基準量（設置義務量）
- 5 対象設備
- 6 義務履行方法
- 7 経過措置

第3部 第1章 太陽光発電設備等の導入検討フロー

第4部 届出・公表

届出様式を市ホームページに掲載

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167418.html>

- ・計画書（Word・PDF形式）
- ・変更届（Word・PDF形式）
- ・完了届（Word・PDF形式）
- ・中止届（Word・PDF形式）
- ・再生可能エネルギー調達計画書（Excel・PDF形式）

第5部 届出の記載方法

第6部 パターン別 義務履行例

第7部 市による報告・立入調査、勧告等の措置

ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 基本的事項〈抜粋〉

大規模建築物
への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

1 制度概要

- 本制度は、**床面積の合計（棟ごと。以下、同じ）2,000㎡以上の建築物を新築等する建築主**に対し、**規則に定めた「設置基準量（kW）」以上の太陽光発電設備等の設置を義務付けるもの。**
- 当該建築物への設備設置で設置基準量を満足できない場合、**不足分を代替措置（外部調達等）により賄うことが可能。**
- 特定建築主は、**条例・規則で定める期日までに、市に各種届出の提出を要する。**



ポイント

- ✓ **増築・改築する建物も対象**
(増改築部分が2,000㎡以上かどうかで判断)
- ✓ **次の建築物は対象外**
 - ① 建築物省エネ法第18条第2号・3号
 - ② 経過措置*に該当する建築物（規則制定附則5参照）

2 対象建築物

床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（以下、「特定建築物」という。）

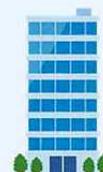
ポイント

- ✓ **建築物の用途を問わない**
- ✓ **民間施設・公共施設を問わない**
- ✓ **増築・改築する建物も対象**
(増改築部分が2,000㎡以上かどうかで判断)
- ✓ **大規模改修・模様替え、現存する建築物は対象外**

-建物例-



マンション



ビル



工場



商業施設



宿泊施設

3 対象者

特定建築物の新築、増築又は改築をしようとする建築主（以下、「特定建築主」という。）

-建築確認申請書の建築主-

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
--

建築主



ガイドライン案 基本的事項〈抜粋〉

大規模建築物
への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

4 設置基準量（設置義務量）

本制度で設置を求める太陽光発電設備等の設置基準量（容量[kW]）は、(1)の面積に係数を乗じた計算式により算出することを基本とするが、設置基準量は(3)に示す下限・上限の範囲内とする。

(1) 計算式による算出

設置基準量[kW]
(算定値)



面積



係数

① 建築面積[m²] × 5%

又は

② 太陽光発電設備設置可能面積[m²]*

単位面積算定量
0.15[kW/m²]

*太陽光発電設備を設置することが困難な部分を建築面積から減じて得た面積

ポイント

✓ 面積は、①又は②のどちらか小さい面積を採用する。
(②設置可能面積の考え方は、(2)にて解説)

(3) 設置基準量の下限値、上限値

下限値・上限値は下表のとおりで、床面積及び建物用途によって異なる。

※工場等：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定するものを指す。

工場等	床面積の合計	2,000~5,000 m ² 未満	5,000~10,000 m ² 未満	10,000 m ² ~
	下限	6 kW	12 kW	24 kW
上限	18 kW	36 kW	45 kW	

工場等以外	床面積の合計	2,000~5,000 m ² 未満	5,000~10,000 m ² 未満	10,000 m ² ~
	下限	3 kW	6 kW	12 kW
上限	9 kW	18 kW	36 kW	

面積除外規程

(2) 太陽光発電設備設置可能面積

設置基準量の計算式による算出では、太陽光発電設備等の設置場所として屋上面積の5%程度を確保することを基本とし、『建築面積の5%』が面積算定のベースとなるが、設備の取り合い等により面積確保が困難な建物も考えられる。

このため、次に示す屋上の部分を建築面積から除外して得た面積が『建築面積の5%』未満の場合、太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の面積として適用する。

ポイント

- ✓ 困難な理由、範囲、面積等を明記した根拠図面を提出する。
- ✓ 面積除外部分は市長が認める部分に限る。
(屋上駐車場・庭園・運動場、法令等によらない緑化等は面積除外できない。)
- ✓ 面積除外部分への太陽光発電設備等の設置も設置量に計上できる。
(法令等を遵守した上で、太陽光発電設備等設置の適否は個々に判断する必要がある。)

【面積除外部分イメージ】



緊急離着陸場、緊急救助用スペースなど



定格出力3kW相当の太陽光パネル設置不可



屋上緑化(法令・条例)



上方排気室外機など

(4) 設置基準量[kW]の決定

設置基準量は、(1)設置基準量(算定値)及び(3)下限値、上限値より決定する。

- 設置基準量(算定値) が上限より大きい → 設置基準量は 上限
- 設置基準量(算定値) が下限以上・上限以下 → 設置基準量は 設置基準量(算定値)
- 設置基準量(算定値) が下限より小さい → 設置基準量は 下限

ガイドライン案 基本的事項〈抜粋〉

大規模建築物
への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

5 対象設備

本制度では、建築物への太陽光発電設備の設置を基本とするが、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー源を用いた発電設備や熱供給設備なども対象とし、年間発電電力量又は年間熱供給量に相当する太陽光発電設備を設置したものとみなす。

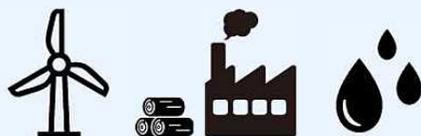
太陽光発電設備



定格出力（ただし、オフサイトPPAは〇〇ページ参照）

⇒壁面・窓面・手すり等への設置やソーラーカーポート等も対象

発電設備



年間発電電力量1,000 kWhあたり1 kW相当とみなす。

⇒太陽光発電設備以外の発電設備のこと。

熱供給設備



年間熱供給量3,600MJあたり1 kW相当とみなす。

6 義務履行方法

本制度の義務履行は、『太陽光発電設備等を建物・敷地内に設置』又は『代替措置』により、設置基準量以上の再生可能エネルギーを導入することで達成する。

主に、次の5通りの履行方法があり、単一又は複数組み合わせることで履行できる。

◆ 原則とする手法

① オンサイト設置

特定建築物及びその敷地内に設備を設置する方法

◆ 代替措置

② オフサイト設置

特定建築物及びその敷地以外に設備を設置する方法

③ 市内既存建築物・特定開発事業区域への設置

当該建築物若しくは、当該区域へ設置する方法

④ 再エネ小売電気の調達

設備設置を伴わず、小売電気事業者から再エネ電気を調達する方法

⑤ 再エネ証書の調達

設備設置を伴わず、日本卸電力取引所等から再エネ証書を調達する方法

⑥ 再エネ100%化計画の策定・提出・対外公表

竣工時又は将来において、特定建築物及びその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーの利用により賄うことを目指す方法

ポイント

- ✓ オンサイト設置は、無条件で選択が可能
- ✓ 代替措置は、与条件を満たす必要がある

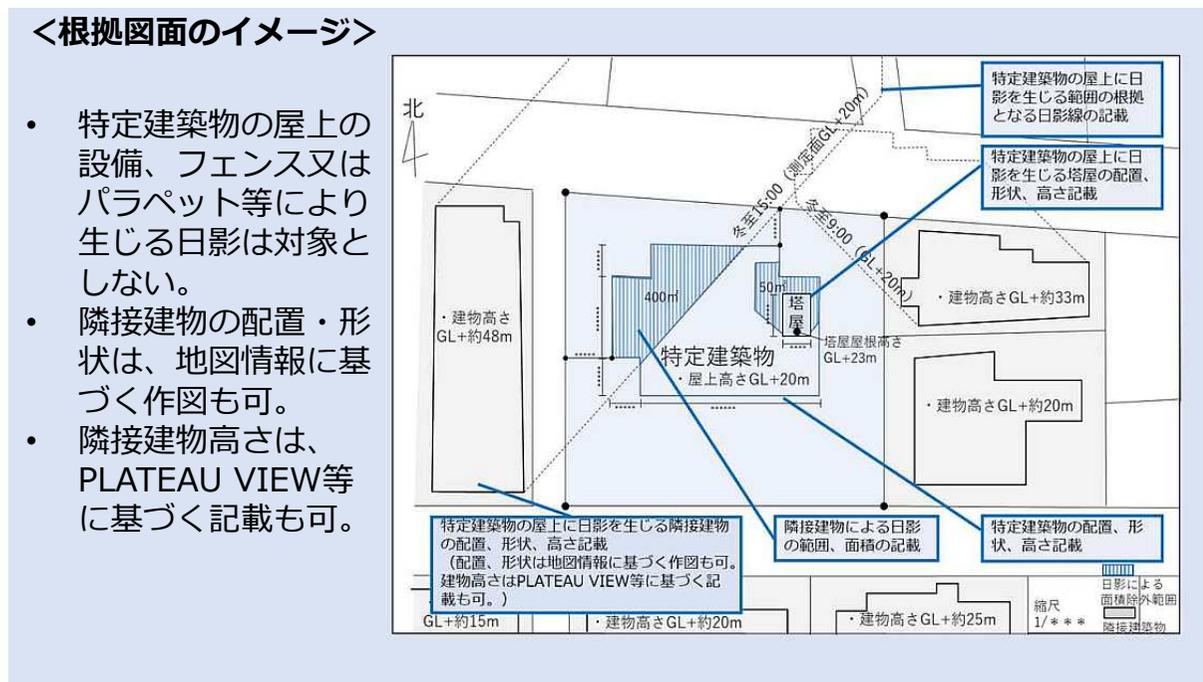
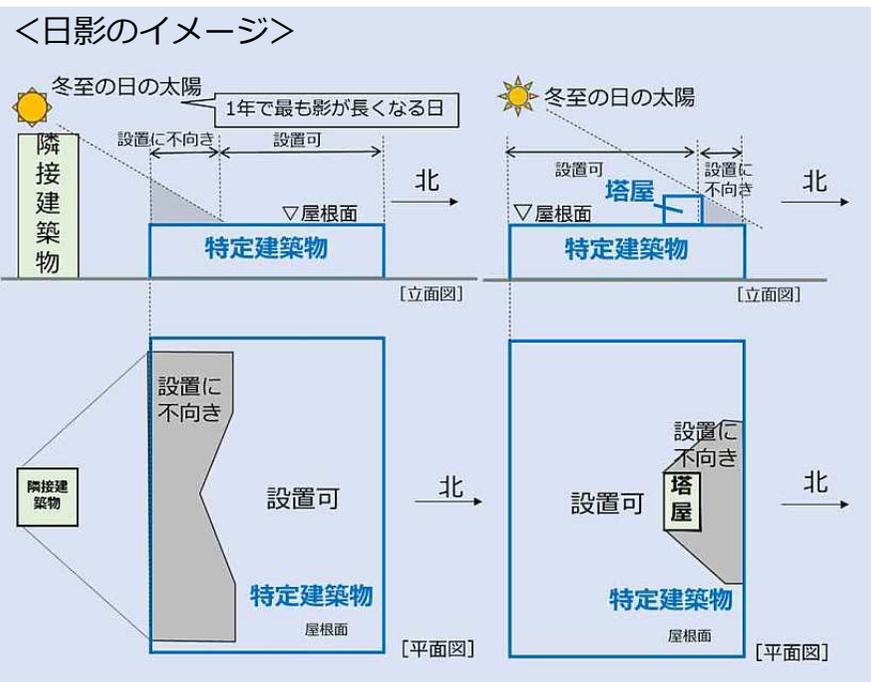
7 経過措置 施行日前に一定の手続きを行った場合（7月説明会資料参照）

設置可能面積の計算で面積除外できる部分（日影となる屋上部分）

大規模建築物
への制度

7月説明会時にいただいた質問事項の回答

- 日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分は、隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等により冬至の日の9時から15時までに日影となる屋上部分とする
 - ・ 冬至の日の9時から15時の日影の範囲及び日影がかかる屋上部分の面積を明示した**根拠図面**を提出すること（隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の位置、寸法、高さ並びに方位等を明示する）

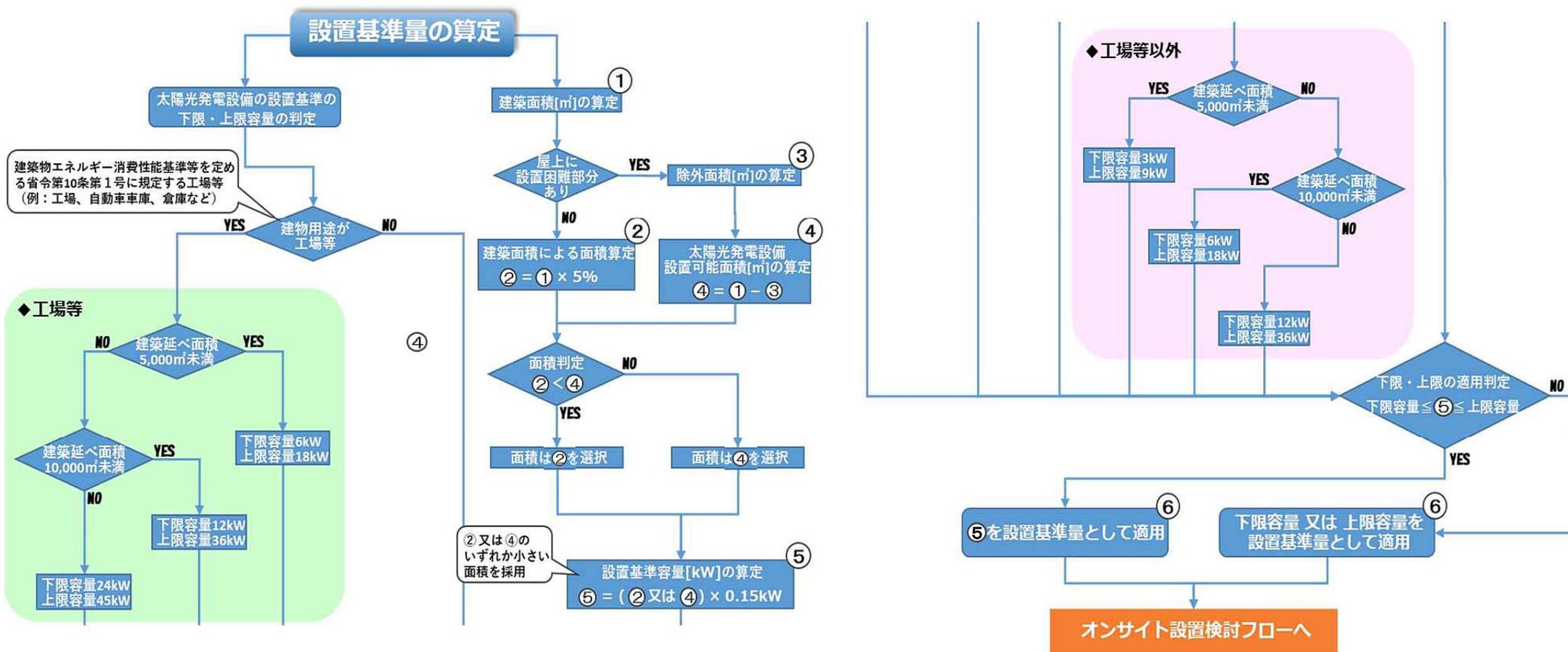


日影により面積除外できる部分については、本制度の設置基準量における設置可能面積の要件として定義したものであり、太陽光発電設備の設置の適否を一律に定義するものではないことに留意する。面積除外する部分しない部分によらず、個々の建物において太陽光発電設備の設置が可能であるかについては、建物ごとの状況により検討し判断すること。

ガイドライン案 導入検討フロー<抜粋>

大規模建築物
への制度

◆設置基準量の算定フロー

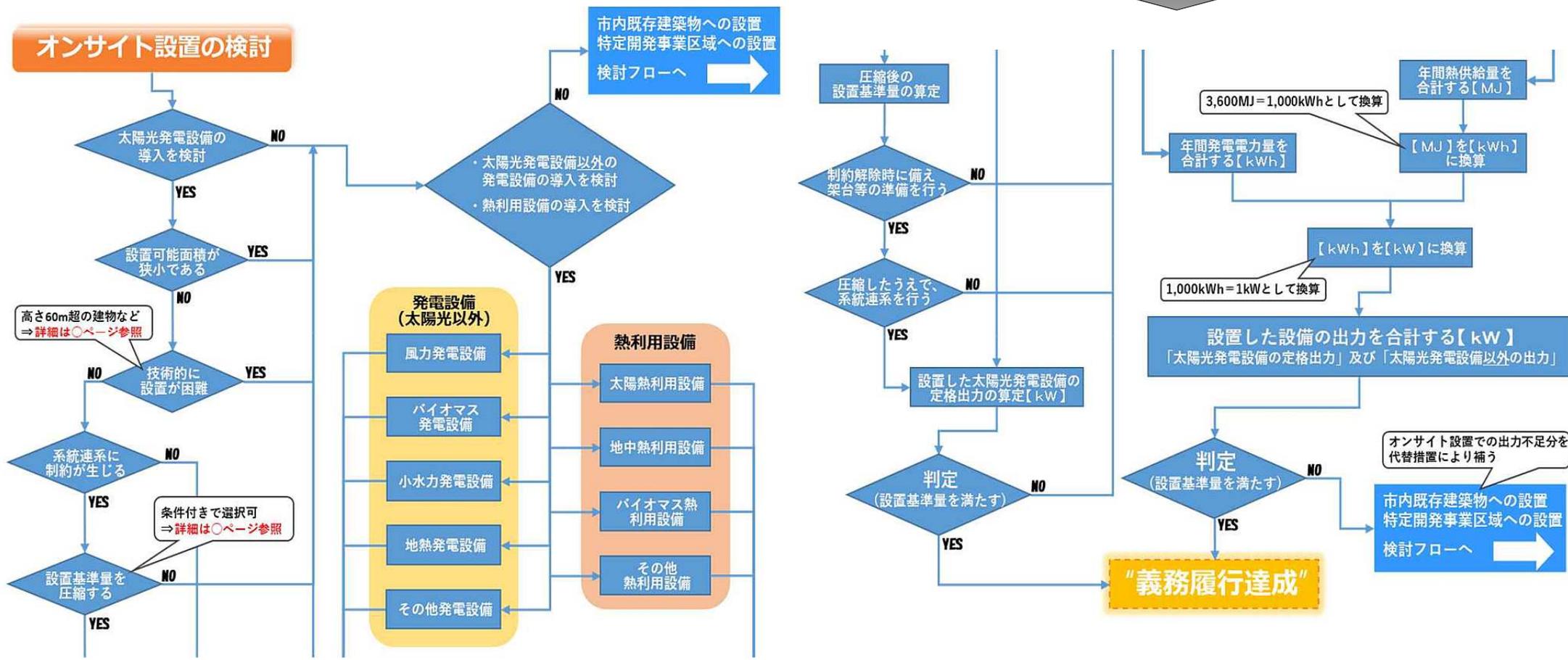


※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 導入検討フロー<抜粋>

大規模建築物
への制度

◆オンサイト設置検討フロー

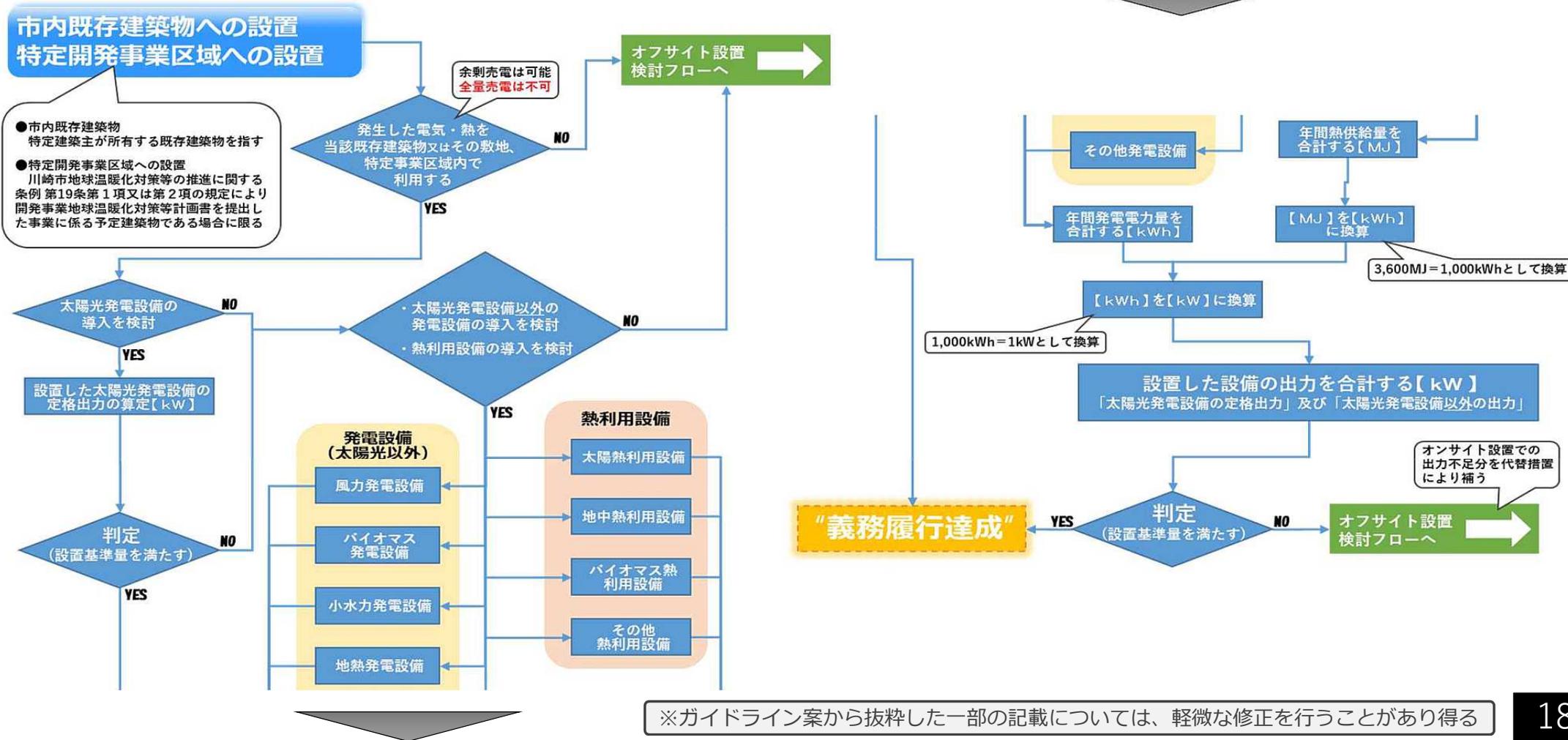


※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 導入検討フロー<抜粋>

大規模建築物
への制度

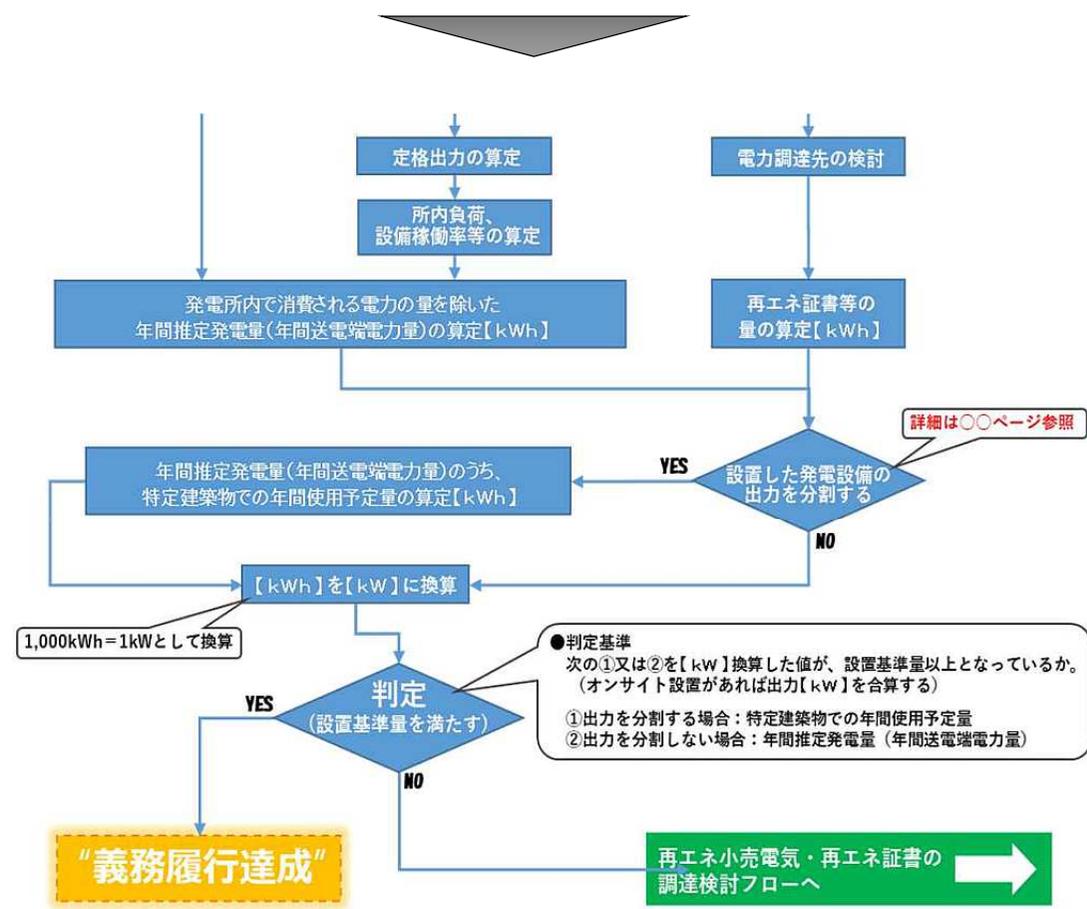
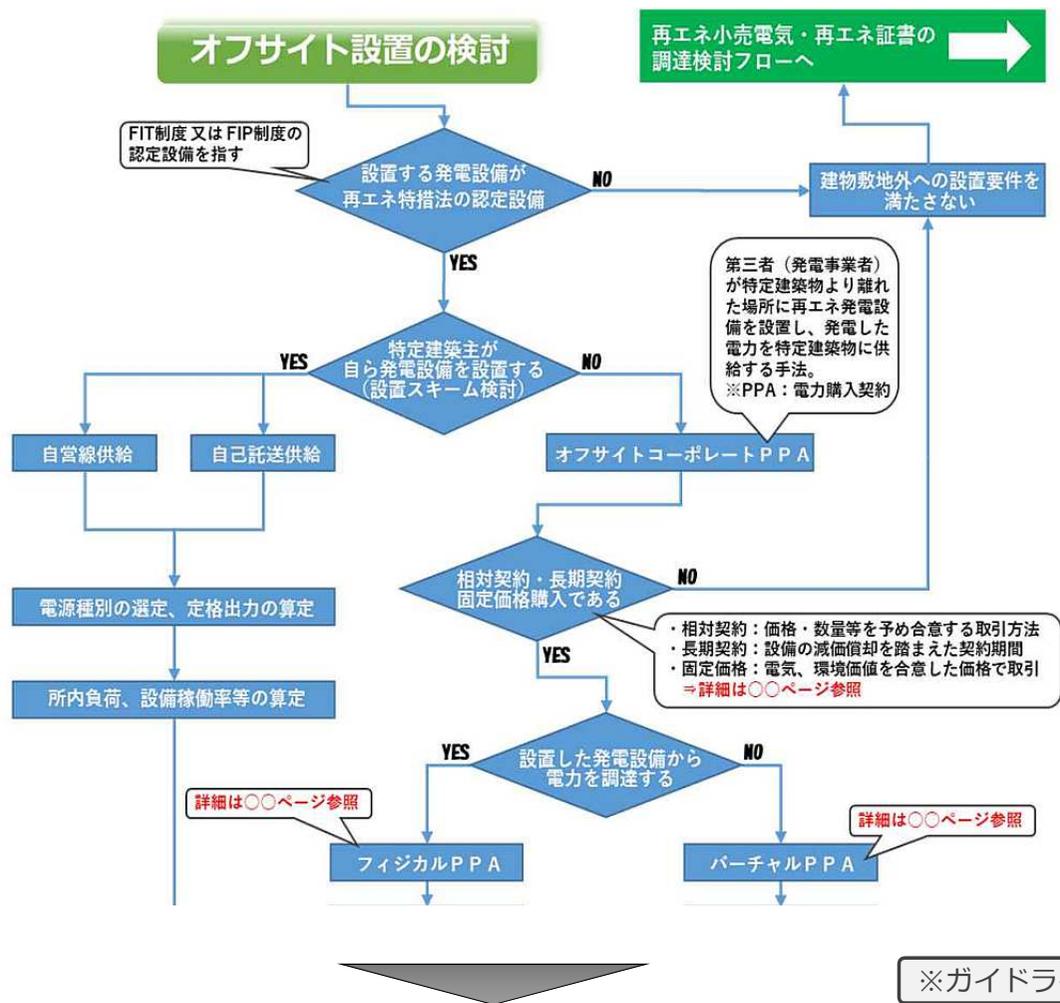
◆市内既存建築物への設置・特定開発事業区域への設置 検討フロー



ガイドライン案 導入検討フロー<抜粋>

大規模建築物
への制度

◆オフサイト設置検討フロー



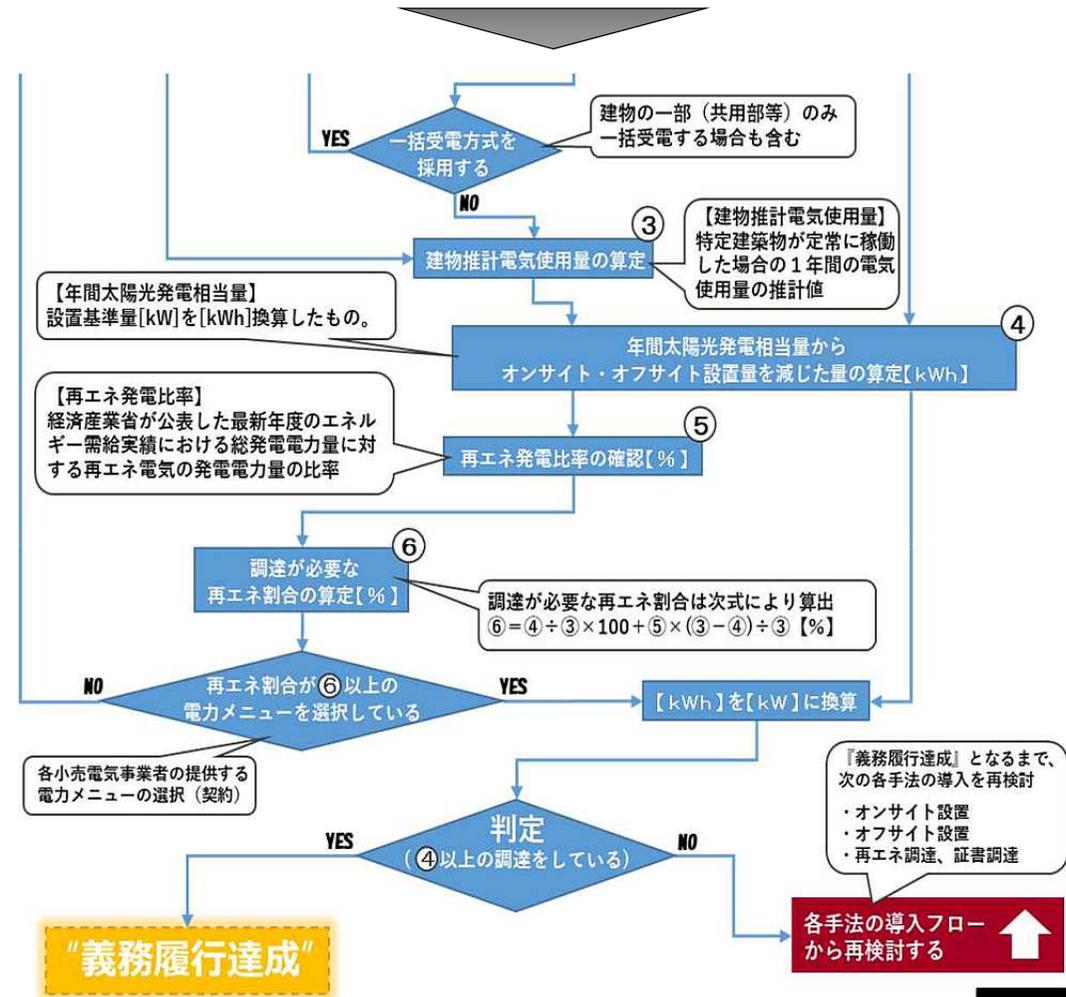
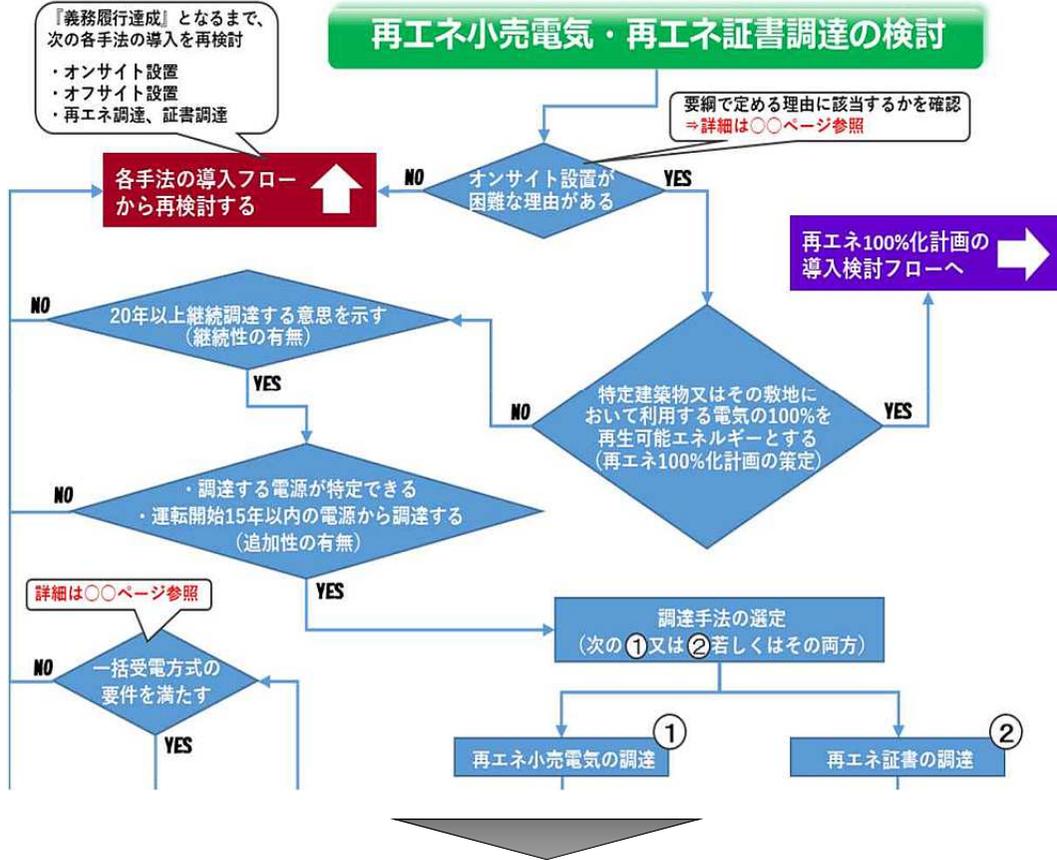
※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 導入検討フロー<抜粋>

大規模建築物
への制度

◆再エネ小売電気・再エネ証書の調達検討フロー

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

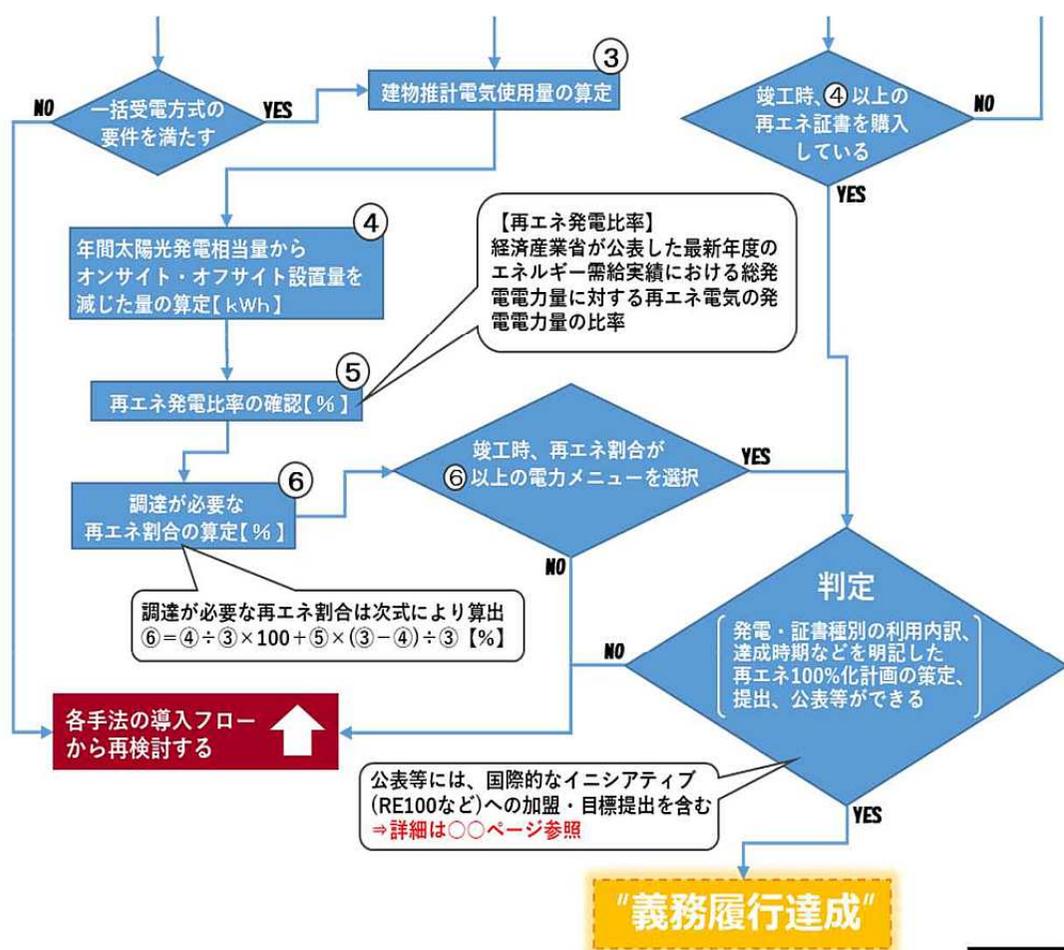
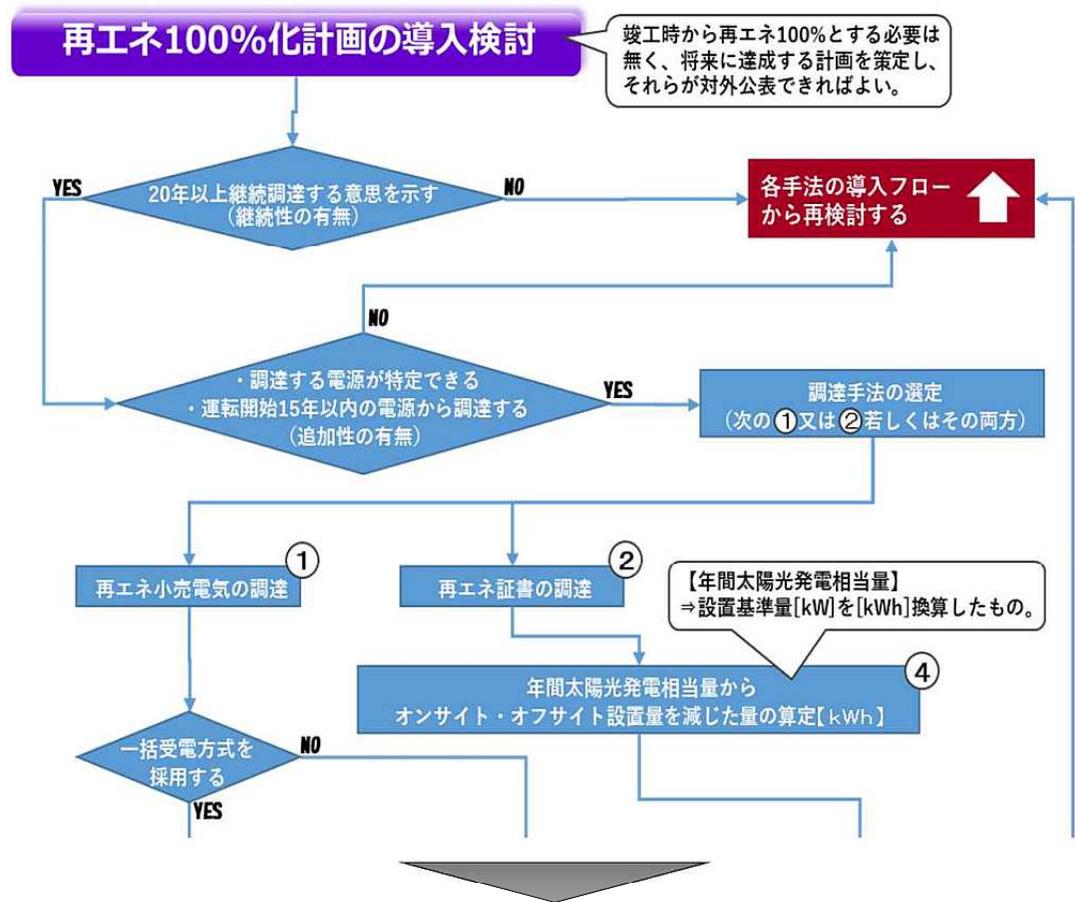


ガイドライン案 導入検討フロー<抜粋>

大規模建築物
への制度

◆再エネ100%化計画の導入検討フロー

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る



ガイドライン案 届出・公表<抜粋>

大規模建築物
への制度

- 特定建築主は、太陽光発電設備等の設置と併せ、**各種届出を提出する。**
- 様式の種類は大きく分けて次の2種類（+根拠資料などの添付書類）
 - ・ 規則様式：計画書、完了届、変更届、中止届（中止届を除き、各届出の第2～4面をそのままHPで公表する。）
 - ・ 要綱様式：再生可能エネルギー調達計画書

7月説明会で説明した規定の要点整理

●届出の提出イメージ



※1 建築確認申請をしようとする日の21日前までに提出

* 施行日前（令和7年3月31日）までに建築確認申請及びその他手続きが行われた建築物は対象外

※2 変更がある場合のみ提出

※3 工事完了日の翌日から30日以内に提出

ガイドライン案 公表

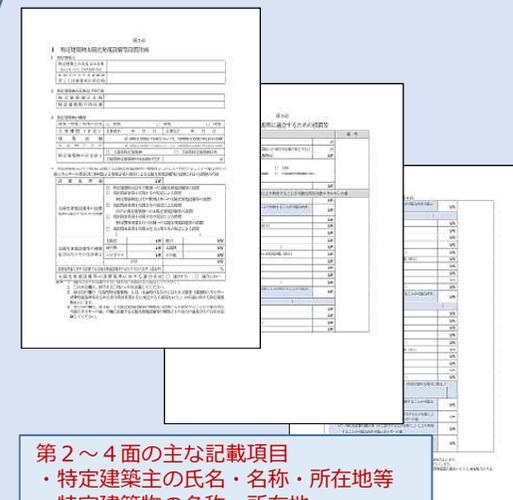
大規模建築物
への制度

- 計画書、変更届又は完了届があったときは、市ホームページに次のような一覧表を掲載し、設置計画と措置等の概要を示した「届出書第2～4面」をPDF形式で公表する。

＜公表イメージ＞

受付番号	特定建築物名称	所在地	事業者名	適合状況	再エネ設備(kW)	その他の措置	計画・変更・完了等	設置計画と措置等の概要
25001	●●工場	川崎市●●	A社	適合	●kW	－	完了	(PDF形式 ●●KB)
25002	●●住宅	中原区●●	B社	適合	●kW	－	変更	(PDF形式 ●●KB)
25003	●●ビル	高津区●●	C社	適合	－	オフサイト PPA●kW	計画	(PDF形式 ●●KB)
25004	●●病院	幸区●●	D社	適合	－	既存建築物 ●kW	計画	(PDF形式 ●●KB)
25005	●●学校	麻生区●●	E社	適合	－	再エネ証書 調達●kW	計画	(PDF形式 ●●KB)
25006	－	－	－	－	－	－	中止	－
25007	●●ビル	川崎市●●	G社	不適合	●kW	－	計画	(PDF形式 ●●KB)

計画書 第2～4面
PDFを公表



- 第2～4面の主な記載項目
- ・特定建築主の氏名・名称・所在地等
 - ・特定建築物の名称・所在地
 - ・特定建築物の概要
 - ・設置基準量
 - ・措置の概要（代替措置の種類）
 - ・再エネ設備の種類と設置量
 - ・達成率（●●●%）
 - ・適合状況（適合・適合しない）
 - ・再エネ調達の理由

ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

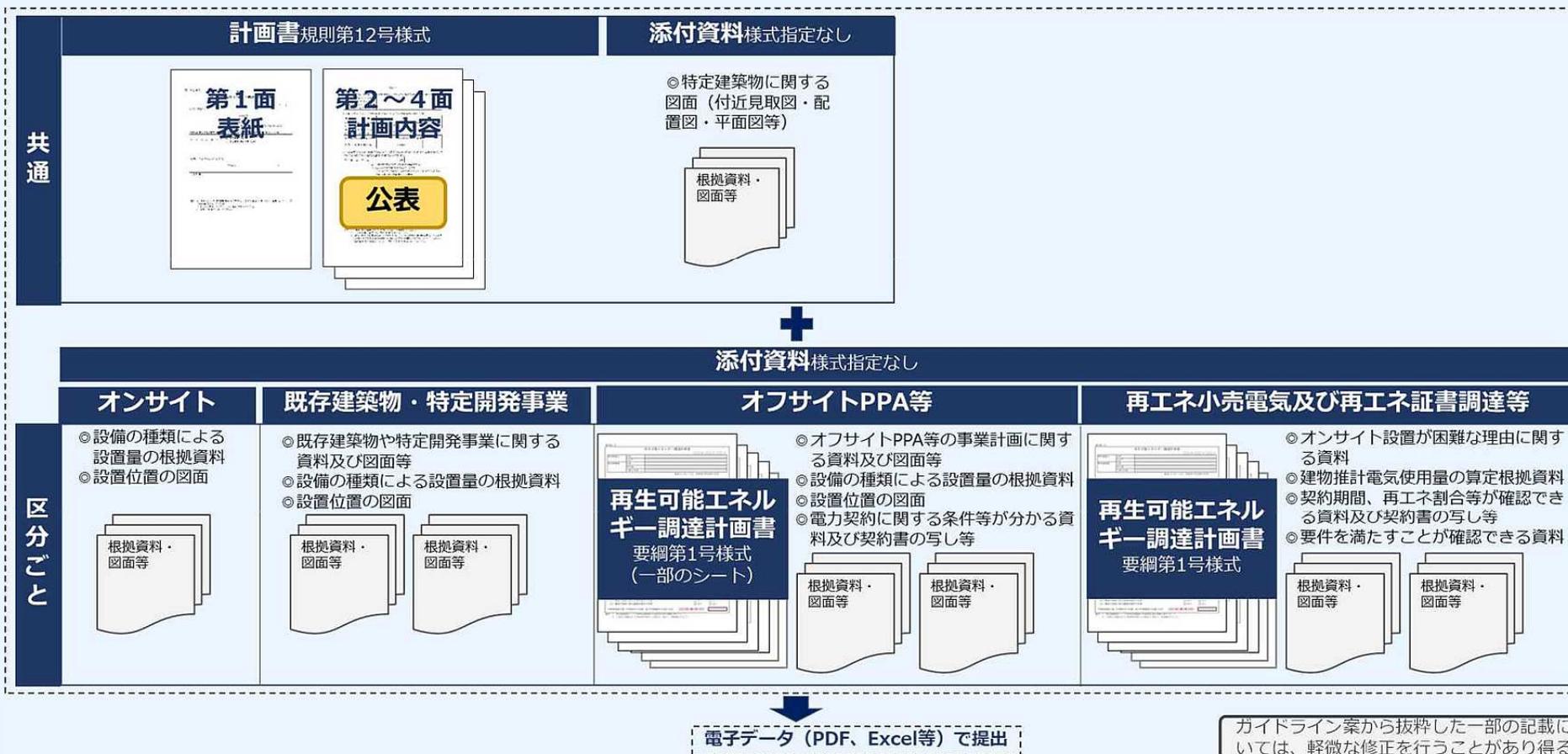
ガイドライン案 届出の記載方法<抜粋>

大規模建築物
への制度

■ 計画書の提出は、「計画書」等のほか、義務履行方法の区分ごとに必要な「添付資料」とし、電子データ（PDF、Excel等）での提出を基本とする。

提出物の概要

電子データでの提出方法については検討中。



ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 届出の記載方法〈抜粋〉

大規模建築物
への制度

計画書 第1面

届出の表紙
(非公表)

第12号様式

(第1面)

特定建築物太陽光発電設備等設置計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条第4項の規定により、次のとおり提出します。

特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	
連絡担当者の氏名及び連絡先 (電話番号)	

※受付欄

備考 1 計画書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

- ① 計画書の提出日
- ② 特定建築主の郵便番号、住所、氏名
(法人にあっては名称及び代表者氏名)
- ③ 特定建築物の名称・所在地
- ④ 連絡担当者の氏名・連絡先（電話番号等）

ガイドライン案 届出の記載方法<抜粋>

大規模建築物
への制度

計画書 第2面

計画I
(公表)

(第2面)

I 特定建築物太陽光発電設備等設置計画

1 特定建築主

特定建築主の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	

第1面(表紙)と同様

2 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	

3 特定建築物の概要

新築・増築・改築の区別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
工事期間(予定)	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	
建築面積	m ² (増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
床面積の合計	m ² (増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
特定建築物の区分※1	<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物	<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物以外	
	工場等特定建築物の床面積の合計		m ²

- ④ 新築・増築・改築の区分 (該当する□をチェック) 工事期間(予定)
- ⑤ 建築面積、床面積の合計 (増改築をする場合は当該増改築に係る面積)
- ⑥ 特定建築物の区分
(床面積の1/2以上が工場等の場合「工場等特定建築物」の□をチェック)
工場等特定建築物の床面積の合計
※例: 工場等特定建築物の場合 床面積の合計と同じ面積を記載
工場等特定建築物以外の場合 0 m²

4 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量並びにこの条例第25条第2項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設置基準量	kW			
太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置	<input type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第1号の規定による措置 (特定建築物及びその敷地以外への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第2号の規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第3号の規定による措置 (特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第4号又は第5号の規定による措置 ()			
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計※2	太陽光	kW	風力	kW
	地中熱	kW	太陽熱	kW
	バイオマス	kW	その他	kW
	合計		kW	
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率(達成率)	%			
太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない			

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。

- ⑦ 設置基準量 (第3面参照)
- ⑧ 基準に適合するための措置 (該当する□をチェック) ※複数選択可
- オンサイト設置
 - オフサイト設置 (PPA、自己託送、自営線)
 - オフサイト設置 (既存建築物への設置)
 - オフサイト設置 (特定開発事業区域での設置)
 - 再エネ小売電気・再エネ証書の調達
- ⑨ 設備の種類・出力(設置量)の合計 (第3面参照)
- ⑩ 達成率 ⑨合計÷⑦ ※小数点以下切り捨て
- ⑪ 適合状況 (該当する□をチェック)
- 適合する (達成率100%以上)
 - 適合しない (達成率100%未満)

ガイドライン案 届出の記載方法<抜粋>

大規模建築物
への制度

計画書 第3面

計画Ⅱ (公表)

(第3面)

Ⅱ 太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置等

1 設置基準量		備考
(1) 建築面積に0.05を乗じた面積	m ²	
(2) 太陽光発電設備設置可能面積(1)の面積以上の場合は記載不要とする。)	m ²	
(3) (1)又は(2)のいずれか小さい面積×0.15kW/m ²	kW	
(4) 下限・上限の適用 <input type="checkbox"/> 適用される (<input type="checkbox"/> 下限 <input type="checkbox"/> 上限) <input type="checkbox"/> 適用されない (<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物 <input type="checkbox"/> 工場等特定建築物以外)		
(5) 設置基準量	kW	
2 太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
(1) 設置量(ア、イ、ウ、エ、カの合計)	kW	
ア 特定建築物又はその敷地への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
(ア) 太陽光発電設備(定格出力)	kW	
(イ) その他の再生可能エネルギー設備(※1)	kW	
a 風力発電設備	kW	
b バイオマス発電設備	kW	
c その他の設備()	kW	
(ウ) (ア)及び(イ)以外の再生可能エネルギー設備(※2)	kW	
a 地中熱供給設備	kW	
b 太陽熱供給設備	kW	
c バイオマス熱供給設備	kW	
d その他の設備()	kW	
イ 特定建築物及びその敷地以外への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
供給方式()		
(ア) 太陽光発電設備(※3)	kW	
(イ) 風力発電設備(※3)	kW	
(ウ) バイオマス発電設備(※3)	kW	
(エ) その他の設備(※3)	kW	

- 12 (1) 建築面積 × 0.05 (1棟ごと) ※小数点以下第3位切り捨て
 (2) 太陽光発電設備設置可能面積 ※小数点第2位まで
 (3) 設置基準量 (算定値)
 (1)又は(2)いずれか小さい面積 × 0.15 ※小数点以下切り捨て (整数)

「再生可能エネルギー調達計画書」Excel版のシート①で「設置基準量」を計算できます。

- 13 下限・上限の適用 (該当する□をチェック)
 1 適用される (2 下限 3 上限)
 (工場等特定建築物 工場等特定建築物以外)
 4 適用されない

設置基準量 (算定値) が上限より大きい ⇒ 上限を設置基準量とする 1 3
 設置基準量 (算定値) が下限以上、上限以下 ⇒ 設置基準量 (算定値) を設置基準量とする 4
 設置基準量 (算定値) が下限より小さい ⇒ 下限を設置基準量とする 1 2

- 14 設置基準量
 15 設置量 (ア～カの合計) ※小数点第2位まで
 16 ア 敷地内 (オンサイト) 設置量(ア)～(ウ)の合計

設備の種類別の設置量kW (ア)太陽光(モジュールの定格出力kW)
 (イ)発電設備 [a風力 bバイオマス cその他]
 ※年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光1kW相当
 (ウ)熱利用設備等[a地中熱 b太陽熱 cバイオマス dその他]
 ※年間熱利用量3,600MJ当たり太陽光1kW相当

- 17 イ 敷地外 (オフサイトPPA・自己託送・自営線) 設置量(ア)～(エ)の合計
 設備の種類別の設置量kW (ア)太陽光(イ)風力発電設備(ウ)バイオマス発電設備(エ)その他
 ※年間送電電力量 (所内負を荷除いた電力量) 1,000kW当たり太陽光1kW相当
 18 供給方式 (例: オフサイトPPA、自己託送又は自営線などを記載)

ガイドライン案 届出の記載方法<抜粋>

大規模建築物
への制度

計画書 第4面

計画Ⅱ (公表)

ウ 市内の既存建築物への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	19	kW
既存建築物の所在地 ()	20	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)		kW
(イ) その他の再生エネルギー発電設備 (※1)		kW
a 風力発電設備		kW
b バイオマス発電設備		kW
c その他の設備 ()		kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再生エネルギー利用設備 (※2)	19	kW
a 地中熱供給設備		kW
b 太陽熱供給設備		kW
c バイオマス熱供給設備		kW
d その他の設備 ()		kW
エ 特定開発事業を行う区域への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	21	kW
事業区域内建築物の所在地 ()	22	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)		kW
(イ) その他の再生エネルギー発電設備 (※1)		kW
a 風力発電設備		kW
b バイオマス発電設備		kW
c その他の設備 ()		kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再生エネルギー利用設備 (※2)	21	kW
a 地中熱供給設備		kW
b 太陽熱供給設備		kW
c バイオマス熱供給設備		kW
d その他の設備 ()		kW

19 ウ 市内既存建築物 (別敷地 (オフサイト)) 設置量(ア)~(ウ)の合計

設備の種類別の設置量kW (ア)太陽光 (モジュールの定格出力kW)
 (イ)発電設備 [a風力 bバイオマス cその他]
 ※年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光 1kW相当
 (ウ)熱利用設備等[a地中熱 b太陽熱 cバイオマス dその他]
 ※年間熱利用量3,600MJ当たり太陽光1kW相当

20 既存建築物の所在地

21 エ 特定開発事業区域 (別敷地 (オフサイト)) 設置量(ア)~(ウ)の合計

設備の種類別の設置量kW (ア)太陽光 (モジュールの定格出力kW)
 (イ)発電設備 [a風力 bバイオマス cその他]
 ※年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光 1kW相当
 (ウ)熱利用設備等[a地中熱 b太陽熱 cバイオマス dその他]
 ※年間熱利用量3,600MJ当たり太陽光1kW相当

22 事業区域内建築物の所在地※設備を設置する建築物

23 オ 再生エネルギー小売電気調達・再生エネルギー証書調達

オンサイト設置が困難な理由 (市長が認める場合に限る)

24 カ 定格出力相当量 設置量(ア)~(ウ)の合計

オ 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由 (市長が認める場合に限る。)	23	
カ 太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		kW
(ア) 小売電気事業者からの電気の供給 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	24	kW
(イ) 非化石証書の購入等 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		kW
(ウ) 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		kW

24 設置量(ア)~(ウ)の合計

(ア)再生エネルギー小売電気調達
 (イ)再生エネルギー証書調達
 (ウ)その他 (現時点で想定なし)
 ※「再生可能エネルギー調達計画書」表紙の各手法の「定格出力相当量 (kW)」欄参照

ガイドライン案 届出の添付資料〈抜粋〉

大規模建築物
への制度

- いずれの義務履行方法を選択した場合においても、届出に記載した数字等の根拠として、関連する添付資料（根拠図面等）の提出が必須となる。

共通（義務履行の方法に拠らず、提出が必須となる資料）

(1) 全ての特定建築物	<ul style="list-style-type: none">・ 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図・ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図
(2) 太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合	<ul style="list-style-type: none">・ 縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 <div data-bbox="974 1045 2072 1228"><p>面積除外する際の事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する</p></div>
(3) その他市長が必要と認める場合	<ul style="list-style-type: none">・ その他市長が必要と認める資料

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 届出の添付資料<抜粋>

大規模建築物
への制度

■ 「オンサイト設置」以外の手法も併せて導入する場合、下記以外の添付資料も提出が必要となる。

オンサイト設置

(1) 太陽光発電設備等を設置する場合

・ 太陽光発電設備等の設置位置を明示した
特定建築物の平面図等



(2) 太陽光発電設備を設置する場合

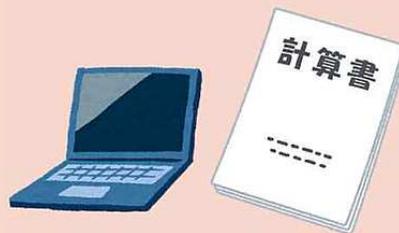
・ 太陽光発電設備の定格出力を示す資料

太陽光パネルメーカーの仕様図面など



(3) 発電設備(太陽光発電設備以外)
又は 熱供給設備 を設置する場合

・ 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料



バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する場合、所内消費電力量を除いた値とする

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 届出の添付資料<抜粋>

大規模建築物
への制度

■ 「オフサイト設置」以外の手法も併せて導入する場合、下記以外の添付資料も提出が必要となる。

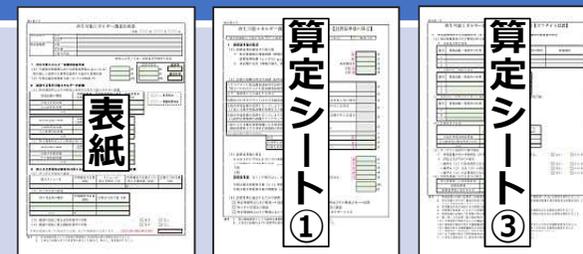
オフサイト設置（オフサイトPPA、自己託送、自営線）

要事前相談

(1) 必要資料①

- 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号）

Excel様式の『表紙』及び『算定シート①③』の提出が必須



(2) 必要資料②

- 再生可能エネルギー調達計画書『算定シート③』の備考欄に記載の添付資料

- ① 設置者、設置場所、電源種別、定格出力、供給開始時期・期間等が分かる資料
- ② 再エネ特措法における認定設備（新規・変更・追加）であることが分かる資料
- ③ 自営線又は自己託送による供給の場合、それが分かる資料
- ④ 年間推定発電量（所内消費電力量を除く）の算定の根拠が分かる資料
- ⑤ 複数の特定建築物に分割計上する場合、その内訳及び供給方法が分かる資料
- ⑥ 第三者による設置（電力供給契約：オフサイトPPA）の場合
 - ・ 要綱 第6条 及び 第7条 に記載の条件が分かる資料
 - ・ 契約書の完了届提出時点で契約締結済みの場合、その契約書の写し

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 届出の添付資料<抜粋>

大規模建築物
への制度

■ 「市内既存建築物への設置」以外の手法も併せて導入する場合、下記以外の添付資料も提出が必要となる。

市内既存建築物への設置

(1) 太陽光発電設備等
を設置する場合

- ・ 方位、道路及び目標となる地物を明示した既存建築物の付近見取図
- ・ 既存建築物の建物名称、所在地、太陽光発電設備等の設置工事期間を明示した資料
- ・ 太陽光発電設備等の設置位置を明示した既存建築物の平面図等
- ・ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した既存建築物の配置図

(2) 太陽光発電設備を
設置する場合

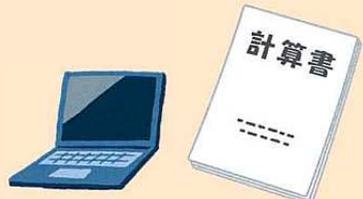
- ・ 太陽光発電設備の定格出力を示す資料

太陽光パネルメーカーの
仕様図面など



(3) 発電設備(太陽光発
電設備以外) 又は
熱供給設備 を設置
する場合

- ・ 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料



バイオマス・小水力発電・地中熱利用設備などの
発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で
使用する場合、所内消費電力量を除いた値とする

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 届出の添付資料<抜粋>

大規模建築物
への制度

■ 「特定開発事業を行う区域への設置」以外の手法も併せて導入する場合、下記以外の添付資料も提出が必要となる。

特定開発事業を行う区域への設置

要事前相談

<p>(1) 太陽光発電設備等 を設置する場合</p>	<p>・ 方位、道路及び目標となる地物を明示した当該事業区域の付近見取図</p> <p>・ <u>当該事業区域内の全ての予定建築物の建物名称、床面積の合計（棟ごと）及び特定建築物への該当の有無並びに太陽光発電設備等を設置する予定建築物、設置量、当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項、設置量を各予定建築物に分割計上する場合はその内訳及び電気等の供給方法を明示した資料</u></p> <p>・ 太陽光発電設備等の設置位置を明示した建築物の平面図等</p> <p>・ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した当該事業区域内の太陽光発電設備等を設置する建築物の配置図</p>
<p>(2) 太陽光発電設備を 設置する場合</p>	<p>・ 太陽光発電設備の定格出力を示す資料</p>
<p>(3) 発電設備(太陽光発 電設備以外) 又は 熱供給設備 を設置 する場合</p>	<p>・ 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料</p>

太陽光パネルメーカーの仕様図面など

バイオマス・小水力発電・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する場合、**所内消費電力量を除いた値**とする

ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 届出の添付資料<抜粋>

大規模建築物
への制度

■ 「再エネ小売電気・再エネ証書の調達」以外の手法も併せて導入する場合、下記以外の添付資料も提出が必要となる。

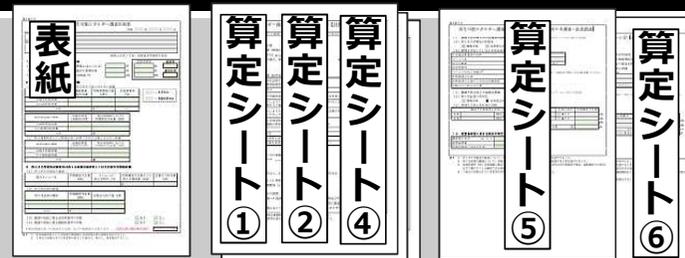
再エネ小売電気及び再エネ証書の調達

要事前相談

(1) 必要書類①

・ 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号）

Excel様式の『表紙』, 『算定シート①②④』及び『算定シート⑤』又は『算定シート⑥』の提出が必須



(2) 必要書類②

・ 再生可能エネルギー調達計画書の備考欄に記載の添付資料

- ① 特定建築物及びその敷地に**太陽光発電設備等の設置が困難な理由**が分かる図面・資料等
- ② 系統連系に一定の制約が生じる場合、**定格出力を圧縮して設置する条件**が確認できる資料
- ③ 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等
- ④ **調達の継続期間が分かる資料**（20年以上継続して調達）
- ⑤ 再エネ小売電気の調達において、**メニューの再エネ割合**が確認できる契約書の写し等
- ⑥ 再エネ証書の調達において、**対象となる証書**であることが確認できる契約書の写し等
- ⑦ **追加性要件**を全て満たすことが確認できる資料等
- ⑧ **建物を一括受電契約**とする場合、要件を満たすことが確認できる資料等

など

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 届出の記載方法（再エネ調達計画書） <抜粋>

大規模建築物
への制度

【再エネ調達計画書Excel版】

第1面（表紙）



様式第1号
再生可能エネルギー調達計画書
令和 年 月 日

特定建築主	住所	
	氏名 [※]	
特定建築物	名称	
	所在地	
	主要な用途	

※法人にあっては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

(1) 当該特定建築物における設置基準量 ※小数点以下切り捨て
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量

設置容量等	達成率
kW	※1
kW	適合状況
kW	※2

(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備			
その他発電設備			
小計		I	

熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱供給設備		
その他熱供給設備		
小計		II

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備		
その他発電設備		
小計		III

※1（達成率）

達成率は、設置基準量[kW]に対し、実際に設置した設備容量[kW]の比率が表示される。

※2（適合状況）

オンサイト設置以外の義務履行方法は、一定の要件を付しており、【第2面】以降のシートにおいて、要件のチェックボックスが選択されていない場合、達成率が100%以上であっても『不適合』と表示されることがある。

【参考】印刷範囲外のセル

各手法の選択肢		
<input type="checkbox"/>	あり	建物に使用する電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す措置の適用
<input type="checkbox"/>	あり	一括受電方式採用の有無
<input type="checkbox"/>	はい	再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達に取り組む
<input type="checkbox"/>	はい	オフサイト設置の選択

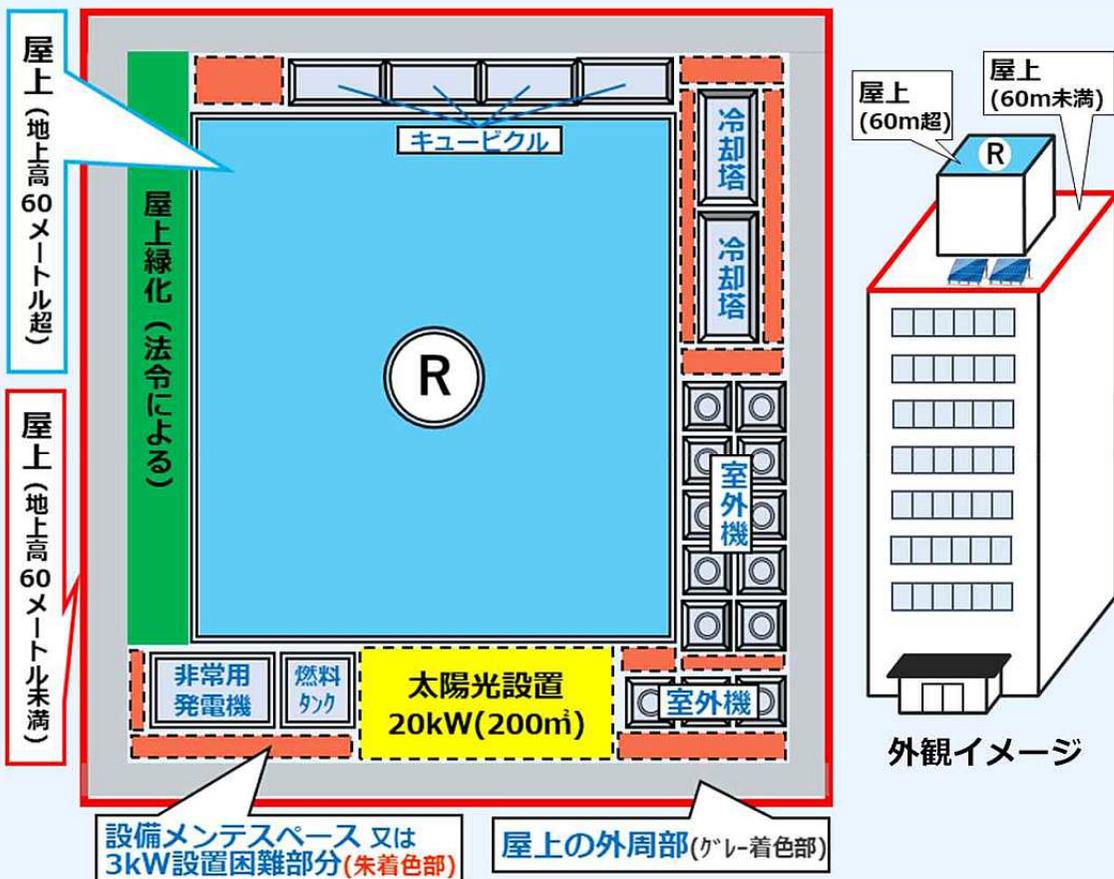
各種要件	再エネ100%化		一括受電		再エネ・証書調達		オフサイト	
	困難な理由	□	要件（4個） 継続性+追加性	□	困難な理由 継続性+追加性	□	認定設備	□
竣工時又は将来に達成	相対・長期・固定価格						□	
公に約す	PPAである						□	
追加性+継続性	□							

第2面以降で選択したチェックボックスに応じ、各義務履行方法の要件を満たしているか確認可能

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その1） <抜粋>

大規模建築物
への制度

具体事例その1：オフィスビル（60m超）



● 前提条件

建築面積	3,800[m ²]
床面積の合計	30,000[m ²]
太陽光発電設備設置可能面積 (除外部分を除いた面積)	200[m ²]

● 設置基準量の算定

①建築面積×5%	190[m ²]
②太陽光発電設備設置可能面積	200[m ²]
設置基準量（算定値） 190[m ²]×0.15[kW/m ²]（①②の小さい面積で算定）	28[kW]
設置基準量 （下限・上限表から 算定値 を適用）	28[kW]



- 『定格出力20kW』の太陽光発電設備を設置したが、設置基準量に満たない（不足8kW）
- 次の理由から、『再エネ小売電気の調達』を併用
 - ・ 地上高60m超
 - ・ 設置場所が狭小（3kW設置場所を確保できない）

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その1） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート①【設置基準量の算定】

①～④を入力することで、設置基準量が自動計算されます。



再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）
設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て

イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	3,800.00	㎡
b	190.00	㎡
床面積合計	30,000.00	㎡
下限 c	12	kW
上限 d	36	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所）	540.00	㎡
法令、条例等により緑化する部分	230.00	㎡
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分	420.00	㎡
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）		㎡
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）	1,325.00	㎡
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）		㎡
その他市長が認める部分	1,085.00	㎡
合計	e 3,600.00	㎡
当該特定建築物の建築面積	a 3,800.00	㎡
太陽光発電設備設置可能面積（ $a - e$ ）	f 200.00	㎡

(3) 設置基準量の算定

b 又は f のいずれか小さい方の面積
g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て
下限
上限
設置基準量 $h < c$ の場合は c、 $h > d$ の場合は d、 $c \leq h \leq d$ の場合は h

g	190.00	㎡
h	28	kW
c	12	kW
d	36	kW
i	28	kW

年間太陽光発電相当量（ $i \times 1,000\text{kWh}/\text{年} \cdot \text{kW}$ ）
年間太陽光発電相当量の熱換算（ $i \times 3,600\text{MJ}$ ）

設置基準量 **28kW** → 28,000 kWh / 100,800 MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

- 特定建築物又はその敷地への設置
- 再エネ小売電気の調達
- 特定建築物及びその敷地以外への設置
- 再エネ証書の調達
- 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

チェック漏れ注意!!

- ① 建築物用途をチェック☑
（今回は『工場等以外』にチェック☑があることを確認）
- ② 建築面積を入力☒
- ③ 床面積の合計を入力☒
- ④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力☒
- ⑤ 義務履行方法をチェック☑
（今回は『オンサイト設置』『再エネ小売電気の調達』をチェック☑）

※⑤のチェックが漏れると、表紙の『適合状況』が正しく判定されないため注意

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その1） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート②【オンサイト設置】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

① 太陽光発電設備 その他の発電設備 熱供給設備

…入力セル
…自動計算セル

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 あり なし)

ア 太陽光発電設備

発電設備の種類	② 設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	③ 設置主体	利用方法
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh	建築主	自家消費

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備		0kWh		
バイオマス発電設備		0kWh		
小水力発電設備		0kWh		
地熱発電設備		0kWh		
その他発電設備		0kWh		
合計	0.000kW	0kWh		

ウ 年間推計発電量及び年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量	20.000kW	20,000kWh	④ 100%
その他発電設備設置量の合計	0.000kW	0kWh	
合計	20.000kW	20,000kWh	

- ① オンサイト設置設備をチェック☑
- ② 定格出力を入力☞
- ③ 設置主体・利用方法をドロップダウンから選択☞
- ④ 自家消費率(計画時点の推計値)を入力☞

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種類	設備設置量* (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備	0.000kW		0kWh
バイオマス熱利用設備	0.000kW		0kWh
地中熱利用設備	0.000kW		0kWh
その他熱利用設備	0.000kW		0kWh
合計	0.000kW	0MJ	0kWh

※3,600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する(自動計算)

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計	20.000kW	20,000kWh

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計	20.000 kW
設置基準量	28 kW
設置基準量に対する比率	71.4 %

- 備考
- 1 設備設置量(定格出力kW)は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
 - 2 年間推定発電量(バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値)の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 3 年間推定熱利用量(バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値)の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 4 自家消費率は、全量充電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰充電の場合は計画値を記載すること。
 - 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

設置した設備の出力[kW]について、
設置基準量に対する比率が表示される。
今回はオンサイト設置にて『71.4%』

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その1） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート④【再エネ調達・証書調達】

① 再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

4 調達の種類
 再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達

5 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由
 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない
 地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難
 詳細 (高さ60mを超える高層建築物のため。)
 一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる
 詳細 ()
 その他の理由 (特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による)
 詳細 ()

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量	-	kW
圧縮後の量	-	kW
圧縮の量※	-	kW

 ※圧縮して設置することができる条件
 圧縮したうえで系統連系を行う。
 系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無※
 採用有 採用無 ※集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記入してください。

8 建物推計電気使用量の算定
 (1) 推計方法
 ④ 「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」を用いる方法
 「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いる方法
 電気の需給契約を締結する際に予測した電気の需要予測に建物稼働率等に乗じる方法
 電気設備等の設計根拠とした年間電気使用量の推計結果の資料等を用いる方法
 その他の方法 詳細 ()
 (2) 建物推計電気使用量
 ⑤ 建物推計電気使用量 A 7,000,000 kWh
 共用部分のみの推計電気使用量 B

- ① 調達の種類をチェック☑
- ② オンサイト設置が困難な理由をチェック☑
- ③ 具体的な理由を入力☒

9 調達が必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定

(1) 調達が必要な電力量の算定

調達必要電力量（年間太陽光発電相当量－太陽光発電設備等の設置合計）
 建物推計電気使用量
 共用部分のみの電気使用量を推計

j	8,000	kWh
A	7,000,000	kWh
B		kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達が必要な電力量	j	8,000	kWh
建物推計電気使用量	A 又は B	7,000,000	kWh
再エネ発電比率（再エネ割合加算分）※		21.70	%
再エネ電源利用率（必要な再エネ割合）		21	%

※エネルギー需給実績（経済産業省公表資料）より、記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無

再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画 あり なし

- 備考
- 1 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
 - 2 設置可能面積が狭小（定格出力が3kWに満たない）な場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
 - 3 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
 - 4 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
 - 5 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
 - 6 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。

④ 推計方法(建物推計電気使用量)をチェック☑

⑤ 推計したエリアをチェック☑

(建物全体or共用部のみ)

⑥ 推計したkWhを入力☒

⑦ エネルギー需給実績(経産省資料)の公表数値(最新)を入力☒

⑧ 継続性要件をチェック☑

※⑧は調達要件の1つで、
チェックが漏れると表紙には
『不適合』と表示される

設置容量等	達成率
3,520.000 kW	12571%
- kW	適合状況
3,520,000 kWh	不適合

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その1） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート⑤【再エネ調達・証書調達】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑤【再エネ調達・証書調達】

1 1 調達予定の再エネ小売電気の詳細 (※一括受電方式を採用していない場合に記載)

(1) 再エネ小売電気の利用先
 建物全体 共用部分のみ

(2) 調達を予定している小売電気事業者及びメニュー等の詳細

小売電気事業者の名称	〇〇株式会社
メニュー名	グリーン電力100
電力の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 証書利用 <input type="checkbox"/> 生グリーン電力
追加性要件	<input checked="" type="checkbox"/> 満たす
メニューの再エネ割合*	50.00 % ※算定シート④9(2)「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量	7,000,000 kWh
年間調達予定量のうち再エネ調達量	3,500,000 kWh
定格出力に相当する量	m 3,500,000 kW

1 2 調達予定の再エネ証書の詳細 (※一括受電方式を採用していない場合に記載)

(1) 再エネ証書の利用先
 建物全体 共用部分のみ

(2) 調達する再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別		証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別		<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
名称	種別		<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
合計				0 kWh
定格出力に相当する量				C 0.000 kW

1 3 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	m + C	3,500,000 kWh
設置基準量		28 kW
設置基準量に対する比率		12500.0 %

- ① 調達する電気の利用先をチェック☑
(前ページ⑤と同じ選択肢を選ぶ)
- ② 調達先の小売電気事業者の名称と電力メニューを入力☒
- ③ 調達する再エネ電力の種類をチェック☑
(証書利用※¹ or 生グリーン電力※²)
- ④ 追加性要件の有無をチェック☑
(前ページ⑧と同様、チェック漏れで不適合となる)
- ⑤ 電力メニューの再エネ割合を入力☒
- ⑥ 小売電気事業者から調達する年間電力量を入力☒

※1：再生可能エネルギー以外の燃料により発電（火力発電など）された電力に、環境価値（非化石証書など）を充てることで、再エネ電力としてみなすもの。

※2：「再生可能エネルギーにより発電された電力そのもの」のことで、環境価値を証書化などにより分離していない電気のこと。

・今回は建物で年間使用する電力量(7,000,000kWh)を再エネ割合50%のメニューから調達

(再エネ調達量3,500,000kWh相当)

・調達電力の出力換算値：3,500[kW]

⇒設置基準量に対する調達の比率は『12,500%』となる。

- 備考
- 1 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 2 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 3 追加性要件（再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示）を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
 - 4 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その1） <抜粋>

大規模建築物
への制度

表紙

全シートを入力後、表紙に戻ると、
入力内容(青枠内)が自動反映される。

再生可能エネルギー調達計画書
令和 7 年 10 月 13 日

特定建築主	住所	千葉県千葉市□□12-345
	氏名 [※]	代表取締役 川崎 太郎
特定建築物	名称	◇◇株式会社 本社ビル
	所在地	神奈川県川崎市○区△△町6-7-8
	主要な用途	事務所（オフィスビル）

※法人にあっては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

(1) 当該特定建築物における設置基準量 ※小数点以下切り捨て	28	kW
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	-	kW
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年	28,000	kWh

設置容量等	達成率
3,520.000 kW	12571%
- kW	適合状況
3,520,000 kWh	適合

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh	0%
その他発電設備	0.000kW	0kWh	0%
小計	I	20,000kWh	

…入力セル
…自動計算セル

熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱供給設備	0.000kW	0kWh
その他熱供給設備	0.000kW	0kWh
小計	II	0kWh

設置容量等	達成率
3,520.000 kW	12571%
- kW	適合状況
3,520,000 kWh	適合

- ・義務履行方法ごとに付した要件にチェック漏れが無い
- ・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh
その他発電設備	0.000kW	0kWh
小計	III	0kWh

3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細

(1) 再エネ小売電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
グリーン電力100	7,000,000kWh	50%	3,500,000kWh	3,500.000kW

(2) 再エネ証書の調達

再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0.000kW
	0kWh	0.000kW
小計	V	0.000kW

(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無

■あり □なし

(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無

■あり □なし

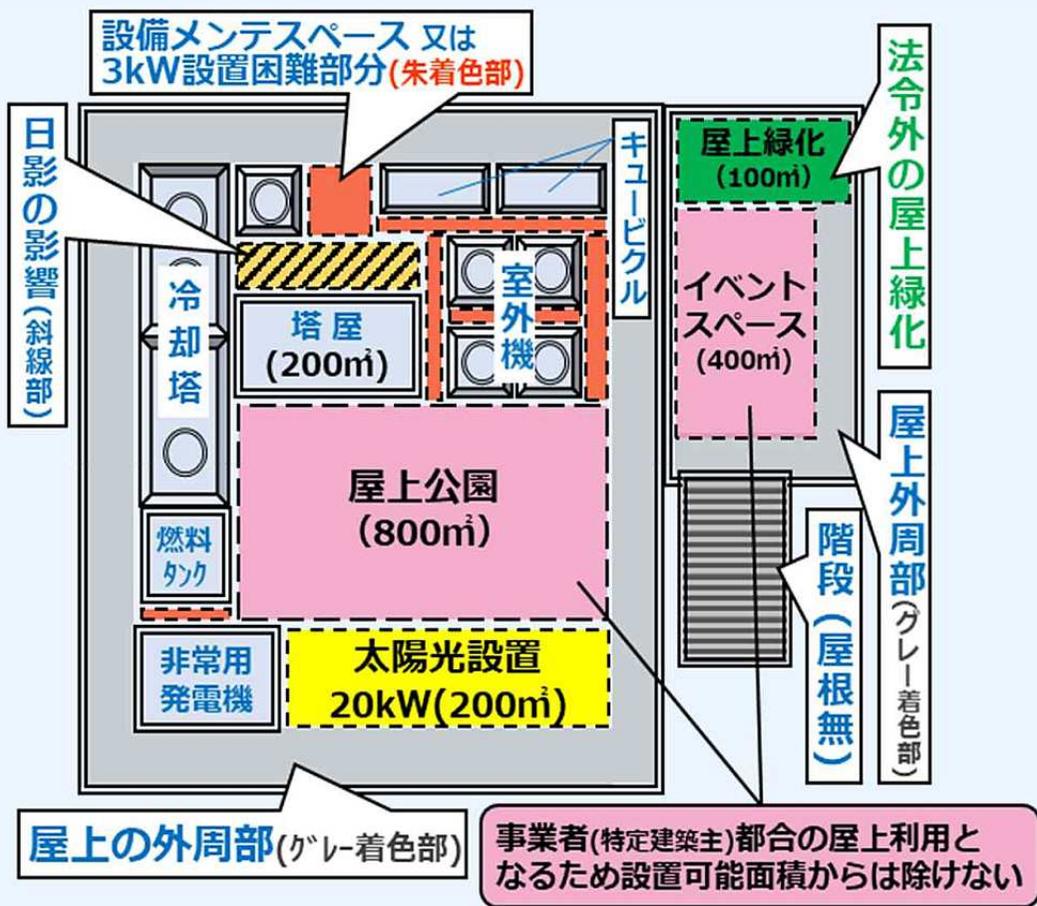
年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計 (I + II + III + IV + V) 3,520,000kWh

- 備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その2） <抜粋>

大規模建築物
への制度

具体事例その2：商業施設（60m未満）



● 前提条件

建築面積	5,500[m ²]
床面積の合計	60,000[m ²]
太陽光発電設備設置可能面積 (除外部分を除いた面積)	1,700[m ²]

● 設置基準量の算定

①建築面積×5%	275[m ²]
②太陽光発電設備設置可能面積	1,700[m ²]
設置基準量 (算定値) 275[m ²]×0.15[kW/m ²] (①②の小さい面積で算定)	41[kW]
設置基準量 (下限・上限表から 上限値 を適用)	36[kW]



- 『定格出力20kW』の太陽光発電設備を設置したが、設置基準量に満たない (**不足16kW**)
- 『オフサイト設置 (ワサットPPA)』により不足分補填

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その2） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート①【設置基準量の算定】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）
設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て

イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	5,500.00	m ²
b	275.00	m ²
床面積合計	60,000.00	m ²
下限 c	12	kW
上限 d	36	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所）	0.00	m ²
法令、条例等により緑化する部分	0.00	m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分	200.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）	500.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）	1,200.00	m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）	100.00	m ²
その他市長が認める部分	1,800.00	m ²
合計 e	3,800.00	m ²
当該特定建築物の建築面積 a	5,500.00	m ²
太陽光発電設備設置可能面積（ $a - e$ ） f	1,700.00	m ²

(3) 設置基準量の算定

b 又は f のいずれか小さい方の面積

g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て

下限

上限

設置基準量 $h < c$ の場合は c、 $h > d$ の場合は d、 $c \leq h \leq d$ の場合は h

年間太陽光発電相当量（ $i \times 1,000$ kWh/年・kW）

年間太陽光発電相当量の熱換算（ $i \times 3,600$ MJ）

設置基準量 36kW ⇒

g	275.00	m ²
h	41	kW
c	12	kW
d	36	kW
i	36	kW

	36,000	kWh
	129,600	MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

特定建築物又はその敷地への設置

特定建築物及びその敷地以外への設置

再エネ小売電気の調達

再エネ証書の調達

特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

チェック漏れ注意!!

① 建築物用途をチェック☑

（今回は『工場等以外』にチェック☑があることを確認）

② 建築面積を入力☒

③ 床面積の合計を入力☒

④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力☒

⑤ 義務履行方法をチェック☑

（今回は『オンサイト設置』『オフサイト設置』をチェック☑）

※⑤のチェックが漏れると、表紙の『適合状況』が正しく判定されないため注意

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その2） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート②【オンサイト設置】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

太陽光発電設備 その他の発電設備 …入力セル
 熱供給設備 …自動計算セル

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 あり なし)

ア 太陽光発電設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh	建築主	自家消費

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備		0kWh		
バイオマス発電設備		0kWh		
小水力発電設備		0kWh		
地熱発電設備		0kWh		
その他発電設備		0kWh		
合計	0.000kW	0kWh		

ウ 年間推計発電量及び年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量	20.000kW	20,000kWh	100%
その他発電設備設置量の合計	0.000kW	0kWh	
合計	20.000kW	20,000kWh	

- ① オンサイト設置設備を する
- ② 定格出力を入力
- ③ 設置主体・利用方法をドロップダウンから選択
- ④ 自家消費率(計画時点の推計値)を入力

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種類	設備設置量 [※] (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備	0.000kW		0kWh
バイオマス熱利用設備	0.000kW		0kWh
地中熱利用設備	0.000kW		0kWh
その他熱利用設備	0.000kW		0kWh
合計	0.000kW	0MJ	0kWh

※3, 600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する(自動計算)

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計	20.000kW	20,000kWh

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計	20.000	kW
設置基準量	36	kW
設置基準量に対する比率	55.5	%

- 備考
- 1 設備設置量(定格出力kW)は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
 - 2 年間推定発電量(バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値)の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 3 年間推定熱利用量(バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値)の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 4 自家消費率は、全量売電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰売電の場合は計画値を記載すること。
 - 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

設置した設備の出力[kW]について、
設置基準量に対する比率が表示される。
今回はオンサイト設置にて『55.5%』

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その2） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート③【オフサイト設置】

※本シートは、オフサイト設置のうち、**オフサイトPPA**、**自己託送**、**自営線供給**を選択した場合に提出が必要

⑤

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート③【オフサイト設置】

3 特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 特定建築物及びその敷地以外に設置する太陽光発電設備等の設置

ア 名称及び所在地等

番号	発電設備・発電所の名称	所在地	新規等の種別	発電種別
1	△△発電所	〇〇県△△市××1-24	増設	太陽光発電
2				
3				

イ 定格出力、供給方法等

番号	発電設備・発電所の名称	供給方式	発電設備容量 (定格出力kW)
1	△△発電所	PPA	50kW
2			
3			

(2) 発電所内で消費される電力の量を除いた年間推定発電量（年間送電端電力量）

番号	発電設備・発電所の名称	年間送電端電力量 (kWh)
1	△△発電所	20,000kWh
2		
3		

(3) 年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備設置量	20,000kW	20,000kWh
その他発電設備設置量の合計	0,000kW	
合計	20,000kW	20,000kWh

(4) オフサイト設置時の要件確認

- ア 発電設備が再エネ特措法（FIT制度 又は FIP制度）の認定設備である。 はい いいえ
- イ 供給方式が“PPA”の場合 はい いいえ
- ・備考6（1）の相対契約である。 はい いいえ
 - ・備考6（2）又は（3）の固定価格による契約である。 はい いいえ
 - ・備考6（4）の長期契約である。 はい いいえ

(5) 設置基準量に対する割合の算定

特定建築物への電気供給量	20,000	kWh
設置基準量	36	kWh
設置基準量に対する比率	55.5	%

※⑤の要件チェックが漏れると、
表紙で『不適合』と表示
されるため注意

- 備考 1 発電設備の詳細（設置者、設置場所、電源種別、定格出力、供給開始時期・期間等）が分かる資料を添付すること。
- 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項（同法第10条第1項の変更又は追加を含む。）における認定設備であることが分かる資料等を添付すること。
- 3 自営線又は自己託送による供給の場合、それが分かる資料を添付すること。
- 4 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
- 5 発電設備の定格出力を複数の特定建築物に分割計上する場合、その内訳及び供給方法が分かる資料を添付すること。
- 6 第三者による設置（電力供給契約）の場合
- （1）当事者間で契約することが確認できる資料を添付すること。
 - （2）電気及び電気が有する環境価値を併せて利用する場合、固定価格で購入することが分かる資料を添付すること。
 - （3）電気が有する環境価値のみを利用する場合、固定価格相当で購入していることが分かる資料を添付すること。
 - （4）減価償却（投資回収）期間を踏まえた契約期間であることが確認できる資料を添付すること。
 - （5）完了届提出時点で契約締結済みの場合、その契約書の写しを添付すること。
- 7 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

③年間推定発電量[kWh](所内消費を除いた電力量)を入力

④特定建築物で使用予定の電力量[kWh]を入力
(③のうち、特定建築物に供給する電力量を入力)

⑤オフサイト設置(PPA,自己託送,自営線)の要件をチェック

①オフサイト設置した発電設備の情報を入力

②供給方式(PPA,自己託送,自営線)を選択、定格出力を入力

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その2） <抜粋>

大規模建築物
への制度

表紙

全シートを入力後、表紙に戻ると、入力内容(青枠内)が自動反映される

再生可能エネルギー調達計画書

令和 8 年 12 月 19 日

特定建築主	住所	東京都〇〇89-123
	氏名*	代表取締役社長 川崎 次郎
特定建築物	名称	ショッピングパークKawasaki
	所在地	神奈川県川崎市〇〇区〇〇町45-6-7
	主要な用途	店舗（ショッピングモール）

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

(1) 当該特定建築物における設置基準量 ※小数点以下切り捨て	36	kW
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	-	kW
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年	36,000	kWh

設置容量等	達成率
40,000 kW	111%
- kW	適合状況
40,000 kWh	適合

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備	20,000kW	20,000kWh	0%
その他発電設備	0,000kW	0kWh	0%
小計	I	20,000kWh	

…入力セル
…自動計算セル

熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱供給設備	0,000kW	0kWh
その他熱供給設備	0,000kW	0kWh
小計	II	0kWh

設置容量等	達成率
40,000 kW	111%
- kW	適合状況
40,000 kWh	適合

- ・義務履行方法ごとに付した要件にチェック漏れが無い
- ・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備	20,000kW	20,000kWh
その他発電設備	0,000kW	0kWh
小計	III	20,000kWh

3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細

(1) 再エネ小売電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0%	IV	0kWh

(2) 再エネ証書の調達

再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0,000kW
	0kWh	0,000kW
小計	V	0,000kW

(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無

あり なし
 あり なし

(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無

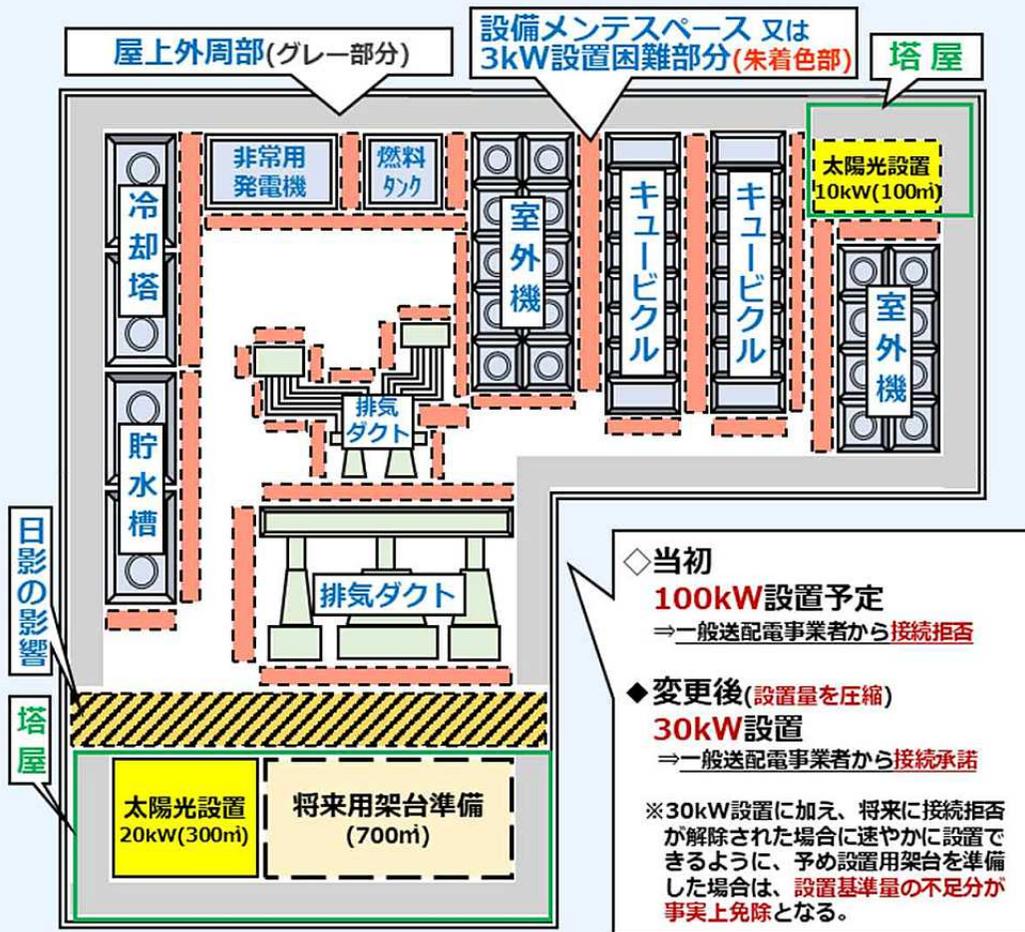
年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計 (I + II + III + IV + V) 40,000kWh

- 備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その3） <抜粋>

大規模建築物
への制度

具体事例その3：製品工場（60m未満）



※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

●前提条件

建築面積	25,500[m ²]
床面積の合計	43,000[m ²]
太陽光発電設備設置可能面積 (除外部分を除いた面積)	1,500[m ²]

●設置基準量の算定

①建築面積×5%	1,275[m ²]
②太陽光発電設備設置可能面積	1,500[m ²]
設置基準量 (算定値) 1,275[m ²]×0.15[kW/m ²] (①②の小さい面積で算定)	191[kW]
設置基準量 (下限・上限表から 上限値 を適用)	45[kW]



- 一般送配電事業者の都合により、『定格出力30kW』の太陽光発電設備を設置し系統連系を実施(不足15kW)
- 将来的な制約解除を見据え、70kWの追加設置に必要な架台を準備し、設置基準量の圧縮措置を適用

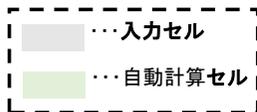
※本事例の太陽光設置(400㎡)は、工場緑地法における緑地に代わる措置も兼ねている。

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その3） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート①【設置基準量の算定】

①～④を入力することで、設置基準量が自動計算されます。



再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）

設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て

イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	25,500.00	m ²
b	1,275.00	m ²
床面積合計	43,000.00	m ²
下限 c	24	kW
上限 d	45	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所）	0.00	m ²
法令、条例等により緑化する部分	400.00	m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分	3,100.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）	10,000.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）	8,000.00	m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）	2,500.00	m ²
その他市長が認める部分		m ²
合計 e	24,000.00	m ²
当該特定建築物の建築面積 a	25,500.00	m ²
太陽光発電設備設置可能面積（ $a - e$ ） f	1,500.00	m ²

(3) 設置基準量の算定

b 又は f のいずれか小さい方の面積

g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て

下限

上限

設置基準量 h < c の場合は c、h > d の場合は d、 $c \leq h \leq d$ の場合は h

年間太陽光発電相当量（ $i \times 1,000 \text{kWh/年} \cdot \text{kW}$ ）

年間太陽光発電相当量の熱換算（ $i \times 3,600 \text{MJ}$ ）

設置基準量 45kW ⇒ 45,000 kWh
162,000 MJ

g	1275.00	m ²
h	191	kW
c	24	kW
d	45	kW
i	45	kW

(4) 設置基準に適合するための措置

特定建築物又はその敷地への設置

特定建築物及びその敷地以外への設置

再エネ小売電気の調達

再エネ証書の調達

特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

チェック漏れ注意!!

① 建築物用途をチェック☑

（今回は『工場等』にチェック☑を入れる）

② 建築面積を入力☒

③ 床面積の合計を入力☒

④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力☒

⑤ 義務履行方法をチェック☑

（今回は『オンサイト設置』をチェック☑）⇒圧縮措置は別シートでチェック☑

※⑤のチェックが漏れると、表紙の『適合状況』が正しく判定されないため注意

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その3） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート②【オンサイト設置】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

- ① 太陽光発電設備 その他の発電設備
- 熱供給設備

…入力セル
…自動計算セル

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 あり なし)

ア 太陽光発電設備

発電設備の種類	③ 設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	④ 設置主体	利用方法
太陽光発電設備	30.000kW	30,000kWh	建築主	全量売電

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備		0kWh		
バイオマス発電設備		0kWh		
小水力発電設備		0kWh		
地熱発電設備		0kWh		
その他発電設備		0kWh		
合計	0.000kW	0kWh		

ウ 年間推計発電量及び年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量	30.000kW	30,000kWh	0%
その他発電設備設置量の合計	0.000kW	0kWh	
合計	30.000kW	30,000kWh	

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種類	設備設置量* (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備	0.000kW		0kWh
バイオマス熱利用設備	0.000kW		0kWh
地中熱利用設備	0.000kW		0kWh
その他熱利用設備	0.000kW		0kWh
合計	0.000kW	0MJ	0kWh

※3, 600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する（自動計算）

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計	30.000kW	30,000kWh

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計	30.000	kW
設置基準量	30	kW
設置基準量に対する比率	100.0	%

- 備考
- 1 設備設置量（定格出力kW）は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
 - 2 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 3 年間推定熱利用量（バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 4 自家消費率は、全量売電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰売電の場合は計画値を記載すること。
 - 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

● 設置基準量に対する比率
今回は設置基準量の圧縮措置を適用し、
オンサイト設置のみで義務履行達成
(達成率100%)

- ① オンサイト設置設備をチェック ② 圧縮をチェック (詳細は算定シート④にて入力)
- ③ 定格出力を入力 ④ 設置主体・利用方法をドロップダウンから選択
- ⑤ 自家消費率(計画時点の推計値)を入力

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その3） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート④【再エネ調達・証書調達】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

4 調達の種類
 再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達

5 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由
 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない
 地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難
 詳細 ()
 一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる
 詳細 ()
 その他の理由（特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による）
 詳細 ()

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量	45	kW
圧縮後の量	30	kW
圧縮の量 [※]	15	kW

① ※圧縮して設置することができる条件
 圧縮したうえで系統連系を行う。
 系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無[※]
 採用有 採用無 ※集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記入してください。

8 建物推計電気使用量の算定
 (1) 推計方法
 「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」を用いる方法
 「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いる方法
 電気の需給契約を締結する際に予測した電気の需要予測に建物稼働率等に乗じる方法
 電気設備等の設計根拠とした年間電気使用量の推計結果の資料等を用いる方法
 その他の方法 詳細 ()

(2) 建物推計電気使用量
 建物推計電気使用量 A kWh
 共用部分のみの推計電気使用量 B kWh

- ① 圧縮して設置することができる条件をチェック☑
- ② 圧縮後の定格出力[kW]を入力☞

9 調達が必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定

- (1) 調達が必要な電力量の算定
 調達必要電力量（年間太陽光発電相当量－太陽光発電設備等の設置合計）
 建物推計電気使用量
 共用部分のみの電気使用量を推計

j	15,000	kWh
A		kWh
B		kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達が必要な電力量	j	15,000	kWh
建物推計電気使用量	A 又は B		kWh
再エネ発電比率（再エネ割合加算分） [※]		21.70	%
再エネ電源利用率（必要な再エネ割合）			%

※エネルギー需給実績（経済産業省公表資料）より、記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無

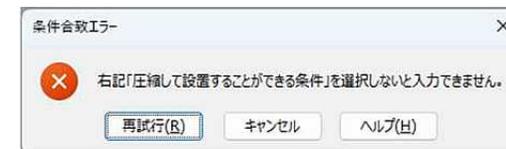
再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画 あり なし

- 備考
- 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
 - 設置可能面積が狭小（定格出力が3kWに満たない）な場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
 - 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
 - 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
 - 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
 - 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。
 - 調達の継続期間が分かる資料を添付すること。
 - 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

※圧縮措置は、系統連系に一定の制約が生じる場合に選択が可能で、
加えて次の条件を満たす必要がある。

- ・圧縮後に一般送配電事業者の電力網と系統連系を行う
⇒下位の電圧連系区分に系統連系するなど。
- ・系統連系の制約解除に備え架台の準備を行う
⇒制約解除後に速やかに追加設置ができるように、予め架台だけ準備しておく。

※①をチェック☑せずに②を入力した場合、エラー
ウィンドウが表示される



ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その3） <抜粋>

大規模建築物
への制度

表紙

全シートを入力後、表紙に戻ると、
入力内容(青枠内)が自動反映される。

再生可能エネルギー調達計画書
令和 7 年 12 月 12 日

特定建築主	住所	東京都府中市□□9-10
	氏名*	代表取締役 川崎 三郎
特定建築物	名称	◎◎株式会社 製品工場
	所在地	神奈川県川崎市○○区△△町11-12
	主要な用途	工場（製品工場）

※法人にあっては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

(1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て	45 kW
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	30 kW
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年	30,000 kWh

設置容量等	達成率
- kW	100%
30,000 kW	適合状況
30,000 kWh	適合

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備	30.000kW	30,000kWh	0%
その他発電設備	0.000kW	0kWh	0%
小計	I	30,000kWh	

…入力セル
…自動計算セル

熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱供給設備	0.000kW	0kWh
その他熱供給設備	0.000kW	0kWh
小計	II	0kWh

設置容量等	達成率
- kW	100%
30,000 kW	適合状況
30,000 kWh	適合

- ・義務履行方法ごとに付した要件にチェック漏れが無い
- ・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh
その他発電設備	0.000kW	0kWh
小計	III	0kWh

3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細

(1) 再エネ小売電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0%	IV	0kWh

(2) 再エネ証書の調達

再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0.000kW
	0kWh	0.000kW
小計	V	0kWh

(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無

あり なし
 あり なし

(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無

年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計 (I + II + III + IV + V) 30,000kWh

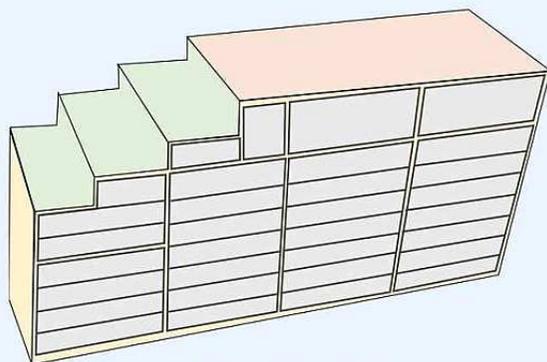
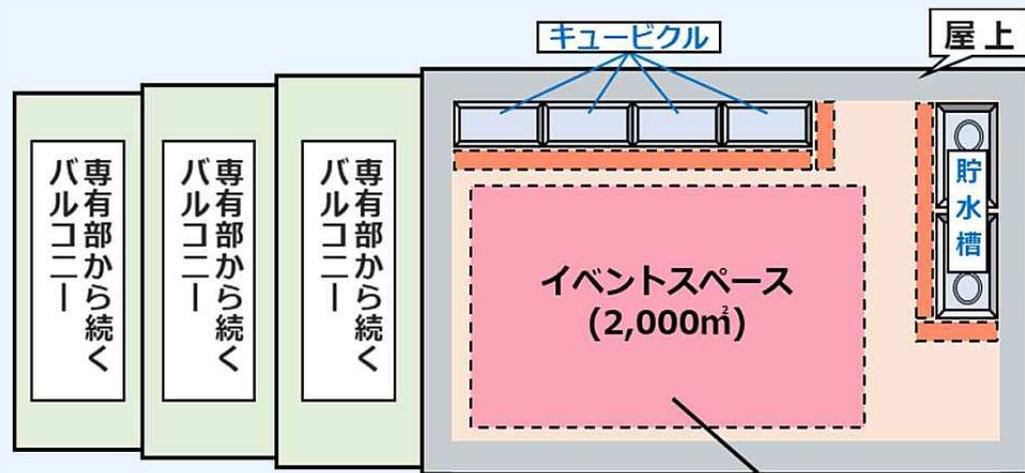
- 備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

ガイドライン案

パターン別 義務履行例（具体事例その4） <抜粋>

大規模建築物
への制度

具体事例その4：集合住宅（60m未満）



外観イメージ

事業者(特定建築主)都合の
屋上利用となるため、設置
可能面積からは除けない

再エネ小売電気の調達を行
う場合、オンサイト設置が
物理的に困難な理由が無い
場合、『再エネ100%化計
画の策定・実施』が必要

● 前提条件

建築面積	4,100[m ²]
床面積の合計	20,000[m ²]
太陽光発電設備設置可能面積 (除外部分を除いた面積)	2,500[m ²]

● 設置基準量の算定

①建築面積×5%	205[m ²]
②太陽光発電設備設置可能面積	2,500[m ²]
設置基準量 (算定値) 205[m ²]×0.15[kW/m ²] (①②の小さい面積で算定)	30[kW]
設置基準量 (下限・上限表から算定値を適用)	30[kW]



● **一括受電方式を採用し、建物で使用する電力の100%を再エネとする措置を適用**(再エネ100%化計画の策定・実施)

屋上をイベントスペースなどに活用する。

⇒オンサイト設置が物理的に困難と認める理由に該当しないため、
「再エネ100%化計画」の策定・実施を行う。

※ガイドライン案から抜粋した一部の記載については、軽微な修正を行うことがあり得る

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その4） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート①【設置基準量の算定】

①～④を入力することで、設置基準量が自動計算されます。



再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

- ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）
- 設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て
- イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	4,100.00	m ²
b	205.00	m ²
床面積合計	20,000.00	m ²
下限 c	12	kW
上限 d	36	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所）		m ²
法令、条例等により緑化する部分		m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分		m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）	100.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）	300.00	m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）		m ²
その他市長が認める部分	1,200.00	m ²
合計 e	1,600.00	m ²
当該特定建築物の建築面積 a	4,100.00	m ²
太陽光発電設備設置可能面積 (a - e) f	2,500.00	m ²

(3) 設置基準量の算定

b 又は f のいずれか小さい方の面積
g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て
下限
上限
設置基準量 h < c の場合は c、h > d の場合は d、 $c \leq h \leq d$ の場合は h

g	205.00	m ²
h	30	kW
c	12	kW
d	36	kW
i	30	kW

年間太陽光発電相当量（ $i \times 1,000\text{kWh}/\text{年} \cdot \text{kW}$ ）
年間太陽光発電相当量の熱換算（ $i \times 3,600\text{MJ}$ ）

設置基準量 **30kW** ⇒ **30,000 kWh**
108,000 MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

- 特定建築物又はその敷地への設置
- 再エネ小売電気の調達
- 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする
- 特定建築物及びその敷地以外への設置
- 再エネ証書の調達

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

チェック漏れ注意!!

- ① 建築物用途をチェック☑
（今回は『工場等以外』にチェック☑があることを確認）
- ② 建築面積を入力☒
- ③ 床面積の合計を入力☒
- ④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力☒
- ⑤ 義務履行方法をチェック☑
（今回は『再エネ小売電気の調達』『再エネ100%化計画の策定・実施』をチェック☑）

※⑤のチェックが漏れると、表紙の『適合状況』が正しく判定されないため注意

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その4） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート④【再エネ調達・証書調達】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

① 調達の種類
 再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達

② ③ 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由
 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない
 地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難
 詳細 ()
 一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる
 詳細 ()
 その他の理由（特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による）
 詳細 (屋上スペースをイベント等に活用できるように確保するため。)

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量	-	kW
圧縮後の量	-	kW
圧縮の量※	-	kW

 ※圧縮して設置することができる条件
 圧縮したうえで系統連系を行う。
 系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無※
 ④ 採用有 採用無 ※集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記入してください。

8 建物推計電気使用量の算定
 (1) 推計方法
 ⑤ 「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」を用いる方法
 「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いる方法
 電気の需給契約を締結する際に予測した電気の需要予測に建物稼働率等に乗じる方法
 電気設備等の設計根拠とした年間電気使用量の推計結果の資料等を用いる方法
 その他の方法 詳細 ()

(2) 建物推計電気使用量
 ⑥ 建物推計電気使用量 A 200,000 kWh
 共用部分のみの推計電気使用量 B kWh

9 調達が必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定

(1) 調達が必要な電力量の算定

調達必要電力量（年間太陽光発電相当量－太陽光発電設備等の設置合計）

建物推計電気使用量

共用部分のみの電気使用量を推計

j	30,000	kWh
A	200,000	kWh
B		kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達が必要な電力量	j	30,000	kWh
建物推計電気使用量	A 又は B	200,000	kWh
再エネ発電比率（再エネ割合加算分）※		21.70	%
再エネ電源利用率（必要な再エネ割合）		33	%

※エネルギー需給実績（経済産業省公表資料）より、記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無

再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画 あり なし

- 備考
- 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
 - 設置可能面積が狭小（定格出力が3kWに満たない）な場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
 - 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
 - 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
 - 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
 - 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。
 - 調達の継続期間が分かる資料を添付すること。
 - 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

※⑧は調達要件の1つで、
チェックが漏れると表紙には
『不適合』と表示される

設置容量等		達成率
200,000	kW	667%
-	kW	適合状況
200,000	kWh	不適合

① 調達の種類をチェック☑

② オンサイト設置が困難な理由をチェック☑

③ 具体的な理由を入力☑

④ 一括受電方式[採用有]にチェック☑

⑤ 推計方法(建物推計電気使用量)をチェック☑

⑥ 推計したエリアをチェック☑
(建物全体or共用部のみ)

⑦ 推計したkWhを入力☑

⑧ エネルギー需給実績(経産省資料)の公表数値(最新)を入力☑

⑨ 継続性要件をチェック☑

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その4） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート⑤【再エネ調達・証書調達】

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑥【再エネ調達・証書調達】

1.4 一括受電による再エネ電力調達

(1) 要件の確認

- ① 建物全体を小売電気事業者と需給契約する一括受電方式を採用
 - 一括受電事業者を特定建築主が選択し、再エネ電気の供給契約を締結
 - 建物入居者に対し、重要事項説明等で再エネ電気により電気を供給することを説明
 - 一括受電事業者との再エネ電気供給契約を管理組合等に承継

(2) 調達を予定している一括受電事業者及びメニュー等の詳細

一括受電事業者の名称	株式会社〇〇パワー		
メニュー名	再エネメニューA		
電力の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 証書利用	<input type="checkbox"/> 生グリーン電力	
追加性要件	<input checked="" type="checkbox"/> 満たす		
メニューの再エネ割合*	100.00	%	※算定シート⑨(2)「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量	200,000	kWh	
年間調達予定量のうち再エネ調達量	200,000	kWh	
定格出力に相当する量	n	200,000	kW

(3) 調達を予定している再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別		証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別		<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
名称	種別		<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
合計				0 kWh
定格出力に相当する量				D 0.000 kW

(4) 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	n + D	200,000	kWh
設置基準量		30	kW
設置基準量に対する比率		666.6	%

- 備考
- 1 一括受電の契約内容等、要件を全て満たすことが分かる資料を添付すること。
 - 2 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 3 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 4 追加性要件（再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示）を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
 - 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

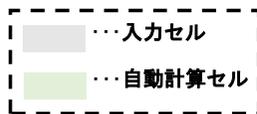
- ① 調達する電気の利用先を \checkmark (前ページ⑤と同じ選択肢を選ぶ)
- ② 調達先の小売電気事業者の名称と電力メニューを入力 \hookrightarrow
- ③ 調達する再エネ電力の種類を \checkmark (証書利用 or 生グリーン電力)
- ④ 追加性要件の有無を \checkmark (前ページ⑧と同様、 \checkmark 漏れで不適合となる)
- ⑤ 電力メニューの再エネ割合を入力 \hookrightarrow
- ⑥ 小売電気事業者から調達する年間電力量を入力 \hookrightarrow

- ・ 今回は建物で年間使用する電力量(200,000kWh)を再エネ割合100%のメニューから調達 (再エネ調達量200,000kWh相当)
 - ・ 調達電力の出力換算値：200[kW]
- ⇒設置基準量に対する調達の比率は『約666%』となる。

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その4） <抜粋>

大規模建築物
への制度

算定シート⑦【再エネ調達・証書調達】



再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑦【再エネ調達・証書調達】

15 建物に使用する電気使用量の100%を再エネにより賅うことを目指す措置

(1) 再エネ電気100%化を実現する時期
 竣工当初から 将来100%化目標 → 達成予定時期 (年)

(2) コミットの対象
 対象建物の全体

(3) 公表の時期・方法
 第三者イニシアティブへの加盟 自己宣言 (プレスリリース等による公表)
 (公表予定時期 : 2027 年)

(4) 自己宣言等、第三者イニシアティブ加盟以外の方法で積極的取組を行っている場合※
 (具体的内容 :)

(5) 建物推計電気使用量 B 200,000 kWh

(6) 当該特定建築物で使用する再エネ電力の詳細
 ・ 竣工当初

手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
再エネ小売電気調達	非化石証書	PPA	200,000	200
合計			200,000	200

- 再エネ100%化を実現する時期を (今回は、竣工当初から達成するパターン)
- コミットの対象(対象建物の全体)を
- 公表の時期・方法を・ (今回は、2027年にプレスリリースを実施)
- 竣工当初に当該特定建築物で使用する再エネ電力の詳細を・ (算定シート①～⑥までに入力した同内容を転記する)

※④の「推計年間使用量(kWh)」に記載した電力量が、算定シート④「8 建物推計電気使用量」で算定した電力量以上とならない場合、表紙の適合状況欄に「不適合」と表示される。

(6) 当該特定建築物で使用する再エネ電力の詳細
 ・ 竣工当初

手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)
再エネ小売電気調達	非化石証書	PPA	100,000
合計			100,000

設置容量等	達成率
100,000 kWh	333%
- kWh	適合状況
100,000 kWh	不適合

- 備考 1 建物の電気使用量の100%を再エネにより賅うことを目指す場合、再エネ100%化計画(自由書式)を添付すること。
 2 竣工翌年度1年間の調達量(義務量)、調達量の増加等が分かる資料を添付すること。
 3 コミット先及びコミットの対象範囲が確認できる資料を添付すること。
 4 第三者イニシアティブ加盟以外の方法で取組を行っている場合、取組の具体的内容が分かる資料を添付すること。
 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

※再エネ100%化計画(自由書式)が必須

ガイドライン案 パターン別 義務履行例（具体事例その4） <抜粋>

大規模建築物
への制度

表紙

全シートを入力後、表紙に戻ると、
入力内容(青枠内)が自動反映される。

再生可能エネルギー調達計画書

令和 7 年 2 月 17 日

特定建築主	住所	静岡県掛川市□□987-654
	氏名*	代表取締役 川崎 四郎
特定建築物	名称	△△タワー Kawasaki
	所在地	神奈川県川崎市○○区△△町25-35
	主要な用途	共同住宅（マンション）

※法人にあっては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

(1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て	30	kW
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	-	kW
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年	30,000	kWh

設置容量等	達成率
200,000 kW	667%
- kW	適合状況
200,000 kWh	適合

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備			
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh	0%
その他発電設備	0.000kW	0kWh	0%
小計		I	0kWh

…入力セル
…自動計算セル

熱供給設備の種類		
設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)	
太陽熱供給設備	0.000kW	0kWh
その他熱供給設備	0.000kW	0kWh
小計	II	0kWh

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備		
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh
その他発電設備	0.000kW	0kWh
小計	III	0kWh

設置容量等	達成率
200,000 kW	667%
- kW	適合状況
200,000 kWh	適合

- ・義務履行方法ごとに付した要件にチェック漏れが無い
- ・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細

(1) 再エネ小売電気の調達				
電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
再エネメニューA	200,000kWh	100%	IV	200,000kWh

(2) 再エネ証書の調達		
再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0.000kW
	0kWh	0.000kW
小計	V	0kWh

- (3) 調達の取組に係る追加性要件の有無
- (4) 調達の取組に係る継続性要件の有無

■あり □なし
■あり □なし

年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計 (I + II + III + IV + V) 200,000kWh

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

ガイドライン案

市による報告・立入調査・勧告等の措置〈抜粋〉

大規模建築物
への制度

(参考) 市の報告・立入調査・勧告等に係る条例の規定

○報告・立入調査

第 41 条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者、計画書提出開発事業者、計画書提出特定建築主、第 26 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第 27 条第 1 項の設計を行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

○勧告

第 42 条

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 4 項又は第 26 条第 4 項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第 10 条第 2 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 19 条第 4 項、第 20 条又は第 25 条第 5 項から第 7 項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、第 19 条第 2 項の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書（同条第 5 項の規定により同条第 2 項の規定に

より提出した開発事業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含む。）
又は第 26 条第 5 項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書について虚偽の提出をした者

- (4) 第 25 条第 4 項の規定による特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出があった場合において、その特定建築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第 1 項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出をした者
 - (5) 第 26 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量が同条第 1 項に規定する出力の量に達しないと認めるときにおける、その提出をした者
- (ア) 前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（同項に規定する建築士を除く。）

○公表

第 43 条

市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

建築物太陽光発電設備等総合促進事業に関する問い合わせ先・情報提供等

制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度に関するお問合せ先

※まずはホームページ「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出」に掲載の「手引きなど」をご確認ください。

[川崎市環境局脱炭素戦略推進室](https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-0-0-0-0-0-0-0.html) 電話044-200-2088

市ホームページ制度1・制度2 「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出



<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-0-0-0-0-0-0-0.html>

市ホームページ「制度3 建築士太陽光発電設備説明制度」

令和6年4月より施行しています。あわせてご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>

ポータルサイト「かわさき太陽光広場」にて市民・事業者向けに情報発信しています。

ぜひ、ご参照ください。

<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>



- 太陽光Q&A
- メリット
- 太陽光発電設備普及事業者登録制度
- 太陽光にまつわるお役立ち情報など